

日置市地域防災計画 (原子力災害対策編)

日置市防災会議

沿革	平成25年 4 月 30 日作成
	平成27年 6 月 3 日修正
	平成28年 6 月 1 日修正
	平成29年 6 月 2 日修正
	平成30年 5 月 28 日修正
	令和元年 6 月 13 日修正
	令和 2 年 5 月 22 日修正
	令和 3 年 6 月 1 日修正
	令和 4 年 6 月 1 日修正
	令和 5 年 6 月 1 日修正
	令和 6 年 5 月 31 日修正
	令和 7 年 5 月 30 日修正

原子力災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1-1-1
第2節	定義	1-1-1
第3節	計画の性格	1-1-6
第4節	計画の周知徹底	1-1-6
第5節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	1-1-6
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	1-1-7
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む 地域の範囲	1-1-8
第8節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	1-1-11
第9節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	1-1-12
第10節	本県以外で発生した原子力災害への対応	1-1-21

第2章 防災体制

第1節	災害応急対策における対応基準	2-1-1
第2節	防災活動体制	2-1-2

第3章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	3-1-1
第2節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員 の現況等の届出の受理	3-1-1
第3節	立入調査の同行	3-1-1
第4節	原子力防災専門官との連携	3-1-1
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3-1-2
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	3-1-2
第7節	緊急事態応急体制の整備	3-1-5
第8節	複合災害に備えた体制の整備	3-1-10
第9節	避難収容活動体制の整備	3-1-12
第10節	緊急輸送活動体制の整備	3-1-18
第11節	救急・救助、医療、消火及び防護資機材等の整備	3-1-19
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	3-1-24
第13節	行政機能の移転及び業務継続計画の策定	3-1-25
第14節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 及び情報発信	3-1-26
第15節	防災業務関係者の人材育成	3-1-28
第16節	防災訓練等の実施	3-1-29
第17節	原子力発電所上空の飛行規制	3-1-31
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	3-1-32

第4章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	4-1-1
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	4-1-1
第3節	活動体制の確立	4-1-10
第4節	緊急時モニタリング	4-1-14
第5節	屋内退避、避難収容等の防護活動	4-1-19
第6節	治安の確保及び火災の予防	4-1-31
第7節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	4-1-32
第8節	緊急輸送活動	4-1-34
第9節	救急・救助、消化及び医療活動	4-1-36
第10節	住民等への的確な情報伝達活動	4-1-41
第11節	自発的支援の受入れ等	4-1-45
第12節	行政機能の移転及び業務継続に係る措置	4-1-46
第13節	家畜の飼養管理・飼料管理の指導	4-1-46
第14節	原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設置	4-1-46

第5章 複合災害時対策

第1節	基本方針	5-1-1
第2節	災害応急体制	5-1-1
第3節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	5-1-1
第4節	緊急時モニタリングの実施	5-1-1
第5節	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	5-1-2
第6節	緊急輸送活動体制の確立	5-1-4
第7節	救助・救急、消火及び医療活動	5-1-4
第8節	住民等への的確な情報伝達活動	5-1-5

第6章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	6-1-1
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	6-1-1
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	6-1-1
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	6-1-1
第5節	各種制限措置の解除	6-1-1
第6節	緊急時モニタリングの実施と結果の公表	6-1-2
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	6-1-2
第8節	被災者等の生活再建等の支援	6-1-2
第9節	風評被害等の影響の軽減	6-1-4
第10節	被災中小企業等に対する支援	6-1-4
第11節	心身の健康相談体制の整備	6-1-5
第12節	物価の監視	6-1-5
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除	6-1-5

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、日置市、鹿児島県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 定 義

この計画において用いる用語を次のように定義する。

1 原子力災害

原子力緊急事態により市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定に基づく事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

4 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

5 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があつたとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止又は原子力災害の復旧を図る

ため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6 関係周辺市町

原災法第7条第2項に規定する市町村であり、日置市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、姶良市、長島町、さつま町をいう。

7 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は原子力災害医療対策として設置する救護所等の所在市町村をいう。

8 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

9 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州運輸局等

10 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社等

11 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

12 公共的団体

鹿児島県信用漁業協同組合連合会、さつま日置農業協同組合、日置市商工会等をいう。

13 防災関係機関

市、県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、県教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力その他防災機関をいう。

14 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う専門官をいう。

15 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

16 オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターという。

17 情報収集事態

薩摩川内市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

18 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合など、巻末の資料「鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）」資料に示したEALのとおり。）をいう。

19 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

20 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

21 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

22 要配慮者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

23 国事故現地警戒本部

警戒事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指定した原子力防災専門官を現地本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

24 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

25 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

26 国現地本部

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地对応の総合調整を行う本部のことをいう。

27 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

28 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチームの8つの班等をいい、国現地本部を構成する。

29 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において、緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

30 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第63条の規定に基づき薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線を被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限、若しくは禁止し又は退去を命じることができる区域をいう。

31 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所からおおむね30kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

32 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転又は避難の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適當である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下、「避難施設等調整システム」という。）をいう。

33 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム

原子力災害時における住民避難をより円滑にするため、原子力災害時に、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有するためのシステムをいう。

なお、同システムのうち、住民が一時移転又は避難に際し利用するスマートフォン向けアプリケーションを「原子力防災アプリ」という。

第3節 計画の性格

第1 日置市の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、日置市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針に基づき、鹿児島県が作成した地域防災計画（原子力災害対策編）及び指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図り作成したものである。

市及び防災関係機関は、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 日置市地域防災計画との整合性

この計画は、「日置市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「日置市地域防災計画」の「一般災害対策編」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、日置市の体制又は組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第4節 計画の周知徹底

市は、この計画について、防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については、市民への周知を図るものとする。

また、各防災関係機関等においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

日置市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」及び鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、市民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定するものとする。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、放射性セシウム、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」）の範囲については、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「PAZ」という。）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5kmとする。

緊急事態分類レベルの具体的内容については、国が定めるところによる。

2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5～30kmの範囲内とする。

本市の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域は、別表1のとおりとする。

別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域

関 係 市	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域	
	大 字	自 治 会
日 置 市	東市来町 養母	高山、鉾之原、立和名、荻、北山、上床、田代、梅木、元養母
	東市来町 長里	下養母、麓上、麓下、古市、城之町上、城之町、杉之迫、坂之上 下
	東市来町 湯田	大平、皆田東、皆田西、丸牧、上野東、上野西、向湯田、駅前、 中央、元湯、田之湯、堀内、
	東市来町 伊作田	上伊作田、元伊作田、中伊作田、柿之迫、江口、川北、平迫比 良、赤崎、鉦口、永山
	東市来町 神之川	神之川
	東市来町 南神之川	南神之川
	東市来町 美山	美山の一部
	東市来町 寺脇	牧之角
	東市来町 宮田	美山の一部
	伊集院町 下谷口	荒瀬の一部
	伊集院町 大田	大田上、大田中、大田下、久木野々、城山の一部
	伊集院町 徳重	城山の一部、荒瀬の一部、小城、瀬戸内の一部、徳重東の一部、
	伊集院町 猪鹿倉	徳重東の一部
	伊集院町 郡	瀬戸内の一部、徳重東の一部、郡上、郡内、宮脇、中福良、平 古、郡下、立野
	伊集院町 上神殿	上神殿、中神殿
	伊集院町 下神殿	下神殿1区、下神殿2区、下神殿3区、下神殿4区
	伊集院町 桑畑	桑畑

	伊集院町 野田	野田
	伊集院町 寺脇	寺脇
	伊集院町 妙円寺	妙円寺1区、妙円寺2区、妙円寺3区、妙円寺5区、妙円寺6区、妙円寺7区、妙円寺8区、妙円寺9区
	伊集院町 郡一丁目	郡下の一部
	伊集院町 郡二丁目	徳重東の一部、郡下の一部
	日吉町 神之川	二潟
	日吉町 山田	山田、日新
	日吉町 日置	毘沙門、草原

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域 の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

（九州電力が設定する川内原子力発電所における緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level、以下「E A L」という。）については、巻末の資料「鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）」資料参照）

また、U P Zにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level、以下「O I L」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、市教育委員会、県、消防機関、県警察、県教育委員会、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに九州電力が処理すべき事務又は業務の大綱は、日置市地域防災計画（一般災害対策編）第1部第3章並びに鹿児島県地域防災計画第1部第1章に定めるほか、次のとおりとする。

第1 市、薩摩川内市、周辺関係市町

事 務 又 は 業 務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に係る訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。 (9) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。 (10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 (12) 住民等の避難（屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）のための立ち退きの勧告又は指示等及び立入制限、警戒区域の設定に関すること。 (13) 避難所の開設及び運営に関すること。 (14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。 (15) 被ばく医療措置への協力に関すること。 (16) 緊急輸送及び必要物資の調達・供給に関すること。 (17) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること。 (18) 各種制限措置の解除に関すること。 (19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 (20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。 (21) 住民相談窓口の設置及び運営に関すること。 (22) 健康相談窓口の設置及び運営に関すること。 (23) 広域避難計画の作成に関すること。 (24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。 (25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

第2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日置市消防本部 日置市消防団	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。 (5) 緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

第3 日置市教育委員会

事 務 又 は 業 務
(1) 園児（幼稚園、保育園等の幼児をいう。以下同じ。）、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 (4) 小中学校への災害情報の伝達に関すること。 (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。 (6) 小中学校等の避難計画作成への指導・調整に関すること。

第4 鹿児島県

事 務 又 は 業 務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に係る訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。 (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。 (8) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (9) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (11) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。 (12) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。 (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (14) 住民等の避難等及び立入制限等に係る関係市町村への指示要請に関すること。 (15) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難

先の調整に関すること。 (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る関係市町村への指示に関すること。 (17) 被ばく医療措置に関すること。 (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。 (19) 放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (20) 原子力災害対策に係る関係市町村への指示、指導及び助言に関すること。 (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 (22) 風評被害等の影響の軽減に関すること。 (23) 住民相談窓口の設置に関すること。 (24) 健康相談窓口の設置に関すること。 (25) 受入市町村への要請等及び情報提供に関すること。 (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。 (27) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (28) 薩摩川内市及び関係周辺市町と受入市町との調整に関すること。 (29) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備及び運用に関すること。
--

第5 鹿児島県警察本部、日置警察署

事 務 又 は 業 務
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。 (4) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること。 (5) 緊急輸送の先導に関すること。 (6) 防犯対策（避難所その他）に関すること。 (7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

第6 鹿児島県教育委員会

事 務 又 は 業 務
(1) 園児（幼稚園、保育園等の幼児をいう。以下同じ。）、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 (4) 小中学校及び県立学校への災害情報の伝達に関すること。 (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。 (6) 小中学校及び県立学校の避難計画作成への指導・調整に関すること。

第7 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
九 州 管 区 警 察 局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣隊等の応援派遣、装備資機材の援助等）に関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
九 州 財 務 局 (鹿 児 島 財 務 事 務 所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
九 州 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九 州 農 政 局	(1) 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 (4) 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。
九 州 森 林 管 理 局	(1) 災害時における国有林野、国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること。
九 州 運 輸 局 (鹿 児 島 運 輸 支 局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。

	(6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
大 阪 航 空 局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。 (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福 岡 管 区 気 象 台 (鹿児島地方気象台)	(1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿 児 島 労 働 局	(1) 災害時における労働災害調査に関すること。 (2) 労働災害防止についての監督、指導に関すること。 (3) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての必要な指導に関すること。 (4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督、指導に関すること。 (5) 被災事業場の再開についての必要な指導に関すること。 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関すること。

	(7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。
九 州 地 方 整 備 局	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 災害時における川内川の管理に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (4) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること。 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

第8 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第八師団 第12普通科連隊 第8施設大隊 海上自衛隊 佐世保地方総監部 第1航空群司令部 航空自衛隊 新田原基地司令部	(1) 災害時における応急救援に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 被害状況の把握に関すること。 (4) 避難の救助に関すること。 (5) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (6) 消防活動に関すること。 (7) 救護に関すること。 (8) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (9) 避難退域時検査及び簡易除染に関すること。 (10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (11) その他（生活支援等）

第9 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本高速道路株式会社 (鹿児島高速道路事務所)	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (3) 緊急輸送、避難に対する協力に関すること。 (4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除に関すること。
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社	(1) 災害時における通信の確保に関すること。

(鹿児島支店) K D D I 株 式 会 社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(2) 仮設回線の設置に関すること。 (3) 災害時優先電話に関すること。
日 本 郵 便 株 式 会 社 (東市来郵便局、伊集院郵便局、日置郵便局、吹上郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日 本 赤 十 字 社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療，助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関すること。 (2) こころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関することに関すること。
日 本 放 送 協 会 (鹿児島放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達にすること。
日 本 銀 行 (鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策

第10 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関すること。 (2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関すること。 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関すること。
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関すること。 (2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関すること。 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関すること。 (4) 緊急時被ばく医療に関すること。利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 鹿児島放送株式会社 エフエム鹿児島株式会社 鹿児島読売テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達にすること。
日置市医師会 いちき串木野・日置歯科医師会 公益社団法人鹿児島県看護協会	(1) 災害時における医療救護に関すること。
社団法人鹿児島県トラック協会	(1) 災害時における救助物資の緊急輸送に関すること。

第11 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
学 校 法 人	(1) 園児、児童及び生徒等に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒等の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力に関すること。 (4) 被災した園児、児童及び生徒等の把握及び心のケア等に関すること。 (5) 避難計画の作成に関すること。
鹿児島県信用漁業協同組合連合会（江口営業店）	(1) 災害時における漁船等への広報に関すること。 (2) 水産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (3) 汚染水産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急措置に関すること。
さつま日置農業協同組合	(1) 災害時における食料の供給支援に関すること。 (2) 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (3) 汚染農畜産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
かごしま森林組合	(1) 林産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (2) 汚染林産物に係る防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
日置市商工会	(1) 災害時における必要物資等のあっせんに関すること。
報 道 機 関 （指定公共機関及び指定地方公共機関を除く。）	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
避 難 等 施 設 の 管 理 者	(1) 災害時における避難等に係る施設の提供に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送に関すること。
防災上必要な施設の管理者 土地改良区 社会福祉施設経営者 日置市社会福祉協議会 水道事業者 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。

第12 九州電力株式会社

事 務 又 は 業 務
(1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること。 (3) 原子力発電所の災害予防に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。 (7) 原子力発電所内に一時滞在する見学者等の避難に関すること。 (8) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。 (9) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関すること。 (10) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。 (11) 原子力防災資機材の整備に関すること。 (12) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (15) 相談窓口の設置に関すること。 (16) 県、薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (17) 環境汚染への対処に関すること。 (18) 災害復旧に関すること。

第10節 本県以外で発生した原子力災害 への対応

市は、本県以外で原子力災害が発生した場合等において、市民の安全を確保するため、原子力防災上必要と認められる場合は、本計画に基づき対応を行うものとする。

第2章 防災体制

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する防災体制の整備及び防災活動整備を中心に定めるものである

第1節 災害応急対策における対応基準

市は、次の対応基準に従って、災害応急対策をとるものとする。

災害応急対策における対応基準

体制区分	体制の設置基準	市の対応	県の対応		国の対応
			県庁	オフサイトセンター	
警戒本部 体制	・九州電力から異常時における連絡※を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。	災害警戒 本部の設 置・運営	災害警戒 本部の設 置・運営	—	—
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。				
	・県から警戒を要する旨の指示、指導又は助言があったとき。				
	・情報収集事態の発生の連絡を受けたとき。				国現地情報連絡室 の設置・運営
対策本部 体制	・警戒事態の発生の連絡を受けたとき	災害対策 本部の設 置・運営	災害対策 本部の設 置・運営	現地災害 対策本部 の設置・ 運営	国事故現地警戒本 部の設置・運営
	・施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。				国事故現地対策本 部の設置・運営
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。				現地事故対策連絡会議の開催 (オフサイトセンターにて)
	・前述の通報を受ける前において、市長が特に必要があると認めたとき。				
緊急時 体制	・全面緊急事態に至り、原災法15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。				国現地本部の設置 ・運営
					・原子力災害合同対策協議会の開催 ・機能グループへの参画 (オフサイトセンターにて)

※「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条に規定する事項をいう。

第2節 防災活動体制

第1 警戒本部体制

1 災害警戒本部の設置

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、総務企画部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、県、他市町及び九州電力等防災関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織、構成、所掌事務は「災害警戒本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

災害警戒本部の組織、構成、所掌事務

職 名	充 当 職	所 掌 事 務
警戒本部長	総務企画部長	・市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	総務課長 消防長	・警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。 ・情報の収集整理、通報連絡その他災害応急対策の実施、準備等に必要な事務を統括する。
連絡員	総務課職員 消防本部職員	・上司の命を受け、警戒本部の事務を処理する。 ・上司の命を受け、関係課等との連絡に当たる。

2 情報の収集

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど国、県等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

3 災害警戒本部の所掌事務

- (1) 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- (2) 県及び九州電力との連絡調整に関すること。
- (3) 関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関係課及び消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 市民への情報提供に関すること。
- (6) そのほか必要な事項

4 災害警戒本部の廃止

- (1) 警戒事象又は特定事象の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市長が災害の危険が解消したと認めたとき。

5 災害対策本部への移行

- (1) 災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

第2 対策本部体制

1 災害対策本部

(1) 設置

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、県へ連絡するとともに、市の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施に当たる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は下記並びに別表2の「災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等」のとおりとする。

また、必要に応じて関係機関等の出席を求め、意見聴取・連絡調整を行うものとする。

(2) 所掌事務

- ア 災害状況の把握に関すること。
- イ 国、県、他市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 市民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- エ 市民等の避難及び立ち入り制限に関すること。
- オ 国の専門家の派遣要請に関すること。
- カ 報道機関との連絡調整に関すること。
- キ 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- ク 串木野海上保安部への派遣要請等に関すること。
- ケ バス会社等への協力要請に関すること。
- コ 原子力災害医療に関すること。
- サ 緊急時モニタリング等への協力に関すること。
- シ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の決定及び解除に関すること。
- ス 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- セ 汚染の除去等に関すること。
- ソ 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
- タ 避難所の開設及び運営に関すること。
- チ 市民相談窓口の設置及び運営に関すること。
- ツ 健康相談窓口の設置及び運営に関すること。
- テ その他の必要な事項

(3) オフサイトセンターの機能確認

市は、国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとする。

(4) 警戒事象発生の場合の対応

ア オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力

市は、警戒事象の発生通報を受けた場合、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と連携し、直ちにオフサイトセンターの設営と緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

イ 国事故現地警戒本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど、国本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

(5) 特定事象発生の場合の対応

ア 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

イ 国現地事故本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国現地事故本部との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) オフサイトセンターが機能しない場合の対応

ア 国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により、国事故現地警戒本部や国事故現地本部が十分機能しない場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国事故警戒本部」という。）や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国事故対策本部」という。）の事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

また、県、県警察、自衛隊、消防機関等に対しても、国と同様の情報共有及び調整をメール・FAX・電話等により行うものとする。

イ 代替オフサイトセンターの立ち上げへの協力

市は、オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には、原子力防災専門官と連携し、オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターの代替センターへの移転・立ち上げへの協力を行うものとする。

2 現地災害対策本部

(1) 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、オフサイトセンターと災害対策本

部との間の連絡調整、オフサイトセンターにおいて迅速な応急対策を実施するため、直ちに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）をオフサイトセンター（使用できない場合はだいたいオフサイトセンター）に設置するものとし、現地本部の長（以下「現地本部長」という。）には副市長を充てる。

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町1－3 鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	薩摩川内市隈之城町228－1 北薩地域振興局第2庁舎 日置市東市来町長里1020－1 鹿児島県消防学校

(2) 現地本部の所掌事務

- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- イ 災害状況の収集伝達に関すること。
- ウ 国、県、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 国から派遣される専門家との調整に関すること。
- オ 市民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- カ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る災害対策本部への連絡に関すること。
- キ 市民等の避難等についての災害対策本部への連絡に関すること。
- ク バス会社等への協力要請に関すること。
- ケ 原子力災害医療に関すること。
- コ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限の実施及び解除に係る災害対策本部への連絡に関すること。
- サ 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- シ 国事故現地警戒本部及び国事故現地本部の設営への協力に関すること。
- ス その他必要な事項

3 災害対策本部及び現地本部の廃止

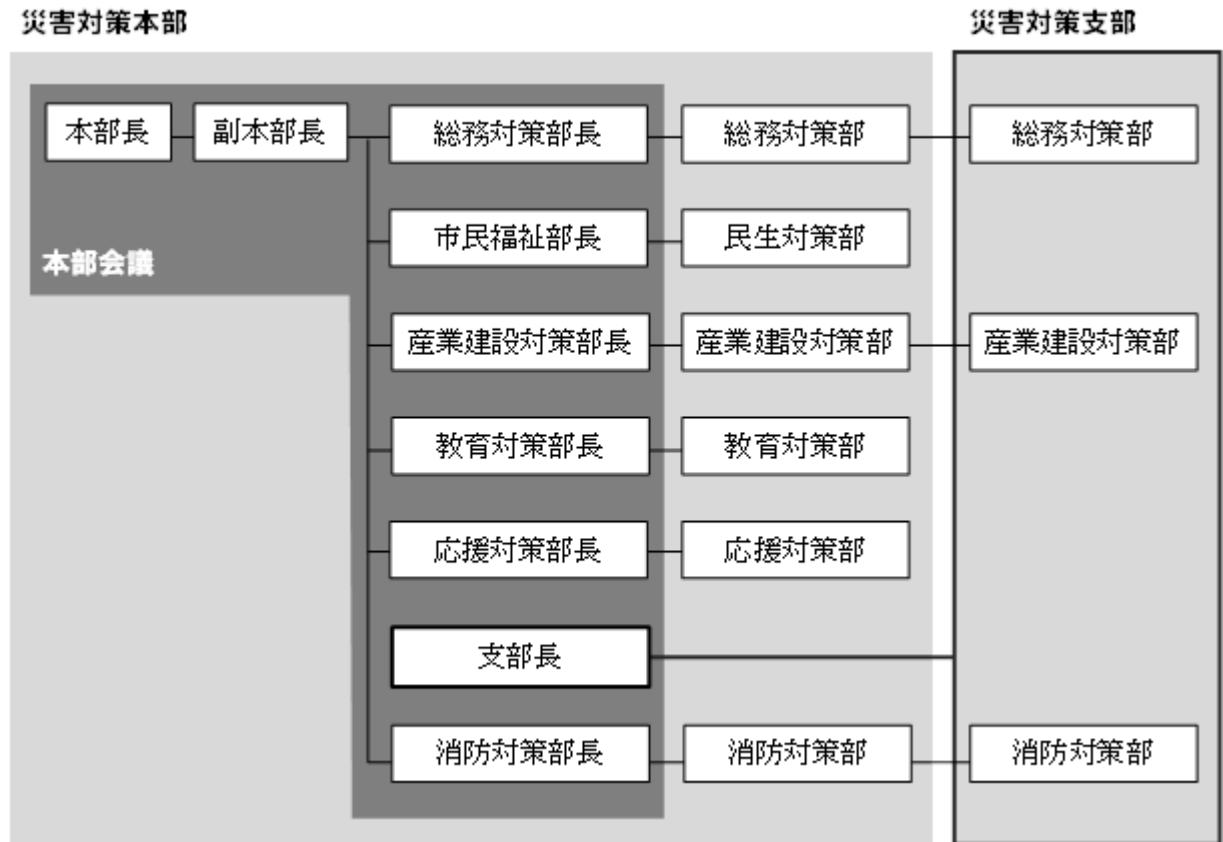
災害対策本部及び現地本部は、国現地警戒本部及び国現地本部が解散し、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結するとともに、原子力災害対策が完了し、その必要がなくなったと認めたとき廃止する。

4 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

原災法第15条第1項に規定する原子力緊急事態に至り、同条第2項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、緊急時体制に移行する。

別表2 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

1 災害対策本部・支部の構成



■意思決定権者代理順位

○本部

体制区分	意思決定権者	代理者			
		第1位	第2位	第3位	第4位
情報連絡体制	総務企画部総務課総括監	総務課長	総務課長補佐	防災係長	防災係員
警戒本部	総務企画部長	産業建設部長	総務課総括監	総務課長	総務課長補佐
対策本部	市長	副市長	教育長	総務企画部長	あらかじめ指定された部長

※代理者は、本部長又は上席者が登庁したときは、直ちにそれまでとった処置を報告し、その職務を引き継ぐ。

○各部・支部

区分	意思決定権者	代理者	
		第1位	第2位
各部	各部長 (「■対策本部の編成」参照)	最初に登庁した対策班長	-

2 災害対策本部の編成

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長

対策部		対策班		
部名	部長	班名	班長	班員
総務対策部	総務企画部長	総務連絡・広報班	総務課総括監 【班長付】 総務課長 企画課長 地域づくり課長	総務課 企画課 地域づくり課
		経理・管理班	財政管財課長 【班長付】 会計課長	財政管財課 会計課 各支所会計課分室
		商工班	商工観光課長	商工観光課
民生対策部	市民福祉部長	救助班	福祉課長 【班長付】 こども未来課長	福祉課 各支所地域振興課 福祉係 市民係 健康保険係
		衛生班	市民生活課長	市民生活課
		救護班	健康保険課長 【班長付】 介護保険課長	健康保健課 介護保険課
産業建設対策部	産業建設部長	農政班	農林水産課長	農林水産課
		耕地班	農地整備課長	農地整備課
		林務水産班	林務水産係長	農林水産課
		土木班	建設課長	建設課
		建築班	建築係長	建設課
		上下水道班	上下水道課長	上下水道課
教育対策部	教育委員会事務局長	学校教育班	教育総務課長 【班長付】 学校教育課長	教育総務課 学校教育課
		社会教育班	社会教育課長 【班長付】 各支所教育振興課長	社会教育課 各支所教育振興課 教育総務係 社会教育係
応援対策部	議会事務局長	応援班	税務課長 【班長付】 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	税務課 監査委員事務局 農業委員会事務局
消防対策部	消防長 【部長付】 消防団長	消防班	●消防本部 総務課長、警防課長、 消防署長 ●消防団 伊集院方面団長、 伊集院方面副団長	消防本部 消防団

支部	支部長
東市来支部	東市来支所長
日吉支部	日吉支所長
吹上支部	吹上支所長

3 災害対策支部の編成

対策部		対策班		
部名	部長	班名	班長	班員
総務対策部	支所長（支部長兼務） 地域振興課長	総務連絡・広報班	地域振興課課長補佐 【班長付】 自治振興係長 市民税係長	地域振興課
産業建設対策部	産業建設課長	農政班	農林水産係長	産業建設課
		耕地班	農地整備係長	産業建設課
		土木班	土木建設係長 【班長付】 都市計画係長	産業建設課
		建築班	建設管理係長	産業建設課
		水道班	水道管理係長	産業建設課
消防対策部	●消防団 東市来方面団長 日吉方面団長 吹上方面団長	消防班	●消防団 東市来方面副団長 日吉方面副団長 吹上方面副団長	消防本部 消防団

4 配備体制及び配備基準

体 制	配備基準	配備内容
第1配備	原災法第10条通報等を受け、市が災害対策本部を設置したとき。	・ 情報収集、連絡活動及び応急措置が行える体制とする。 ・ 第2配備体制に直ちに移行できる体制とする。
第2配備	原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	・ 情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ・ 状況によって、第3配備体制に直ちに移行できる体制とする。
第3配備	放射性物質の大量の放出が発生し、本部長が避難等の防護対策を講ずる区域の拡大の必要があると認めたとき。	・ 災害応急対策の万全を期するため、事態に即応した業務に従事する。

5 災害対策本部・支部の対策部、班の所掌事務及び配備要員

＜ 対 策 本 部 所 掌 事 務 ＞

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
総務 対策部	総務連絡班	1 災害対策の総括に関すること。	2	4	全 員
		2 対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること。			
		3 本部の庶務に関すること。			
		4 防災会議及び本部会議に関すること。			
		5 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。			
		6 各対策部及び関係機関の情報収集並びに速報に関すること。			
		7 災害状況及び応急対策のとりまとめ並びに報告に関すること。			
		8 災害調査員及び調査班に関すること。			
		9 県への各種要請に関すること。			
		10 自衛隊等の出動要請に関すること。			
		11 人員の動員・配備及び調整に関すること。			
		12 各支部との連絡調整に関すること。			
		13 警報の内容の伝達及び避難の指示、警戒区域の設定等に関すること。			
		14 避難所の設置及び運営体制に関すること。			
		15 防災行政無線等通信の運用及び保守に関すること。			
		16 ボランティアの活用に関すること。			
		17 地方公共団体及び関係機関等に対する応援派遣及び派遣要請に関すること。			
		18 部長及び副本部長の秘書及び渉外に関すること。			
		19 災害視察に関すること。			
		20 その他、他の対策部に属さない事務に関すること。			

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
総務 対策部	広報班	1 警報その他災害広報に関すること。	2	4	全 員
		2 災害写真に関すること。			
		3 報道機関との連絡調整及び広報依頼に関すること。			
		4 災害情報の収集、集計報告に関すること。			
		5 公共交通機関の運行状況の把握に関すること。			
		6 関係機関の輸送能力に関すること。			
		7 避難住民の状況把握及び避難所等との連絡調整に関すること。			
		8 自治会長等及び自主防災組織との連絡調整に関すること。			
		9 安否情報及び住民情報等のデータ管理に関すること。			
		10 部内各班の連絡調整に関すること。			
		11 その他広報資料の収集及び提供に関すること。			

総務対策部	経理・管理班	1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2 災害復旧・復興対策に関する資金収支に関すること。 3 市有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること。 5 被災者の復旧資金の斡旋に関すること。 6 緊急通行車両及び輸送車両の配車計画に関すること。 7 救援物資の輸送、受領及び配給に関すること。 8 災害時における食糧その他必要物資の調達に関すること。 9 義援金等の受領、保管及び配分に関すること。	1	4	全員
	商工班	1 商工観光関係施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 商工観光関係施設の被害調査及び報告に関すること。 3 民間企業からの救護物資の調達・計画に関すること。 4 商工会等との連絡調整に関すること。 5 被災商工観光業者に対する融資に関すること。 6 吹上砂丘荘の災害対策及び応急復旧に関すること。	1	2	全員
民生対策部	救助班	1 民生対策部の総括に関すること。 2 救助事務の総括に関すること。 3 災害救助法の諸対策に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 安否情報の収集、報告及び提供に関すること。 6 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 7 応急仮設住宅等収容施設の入居調整に関すること。	2	4	全員

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
民生 対策部	救助班	8 被服、寝具、その他生活必需品の確保等に関する こと。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 災害時要援護者等の安全確保及び支援に関する こと。 11 災害時要援護者等の情報収集及び情報提供に関 すること。 12 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 13 遺体の収容に関すること。 14 保育園、社会福祉関係施設の災害対策に関する こと。 15 ボランティアの受入窓口に関すること。 16 部内各班の連絡調整に関すること。 17 救助状況の報告に関すること。 18 被災者に対する炊き出し及び配給に関すること。			
	衛生班	1 し尿処理及びごみ処理に関すること。 2 ごみ収集計画に関すること。 3 衛生関係施設の災害対策に関すること。 4 災害に伴う処理及び毒物・劇物等についての保 健所との連絡調整に関すること。 5 災害時における防疫に関すること。 6 遺体の埋火葬に関すること。 7 クリーンリサイクルセンターの災害対策及び応急 復旧に関すること。	1	1	全 員

	救護班	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 巡回医療支援並びに救護所の設置及び運営に関すること。 3 り災者の応急救護に関すること。 4 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。 5 感染症の対策に関すること。 6 消毒医薬品等の準備・配布に関すること。 7 災害時における衛生広報に関すること。 8 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関すること。 9 医療関係施設の災害対策に関すること。 10 保健所との連絡調整に関すること。 11 医療救護、助産に関すること。	1	2	全員
--	-----	---	---	---	----

対策部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
産業建設対策部	農政班	1 農作物等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 農作物の病害虫及び家畜等伝染病の防除に関すること。 3 畜産施設等の連絡調整に関すること。 4 農業協同組合との連絡調整に関すること。	1	1	全員
	耕地班	1 農地、農業用施設等の災害対策及び応急復旧並びに被害調査に関すること。 2 農地、農業用施設等の被害調査及び報告に関すること。 3 土地改良区等への連絡調整に関すること。	1	1	全員
	林務水産班	1 山林、漁港及び水産施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 山林、漁港及び水産施設の被害調査及び報告に関すること。 3 漁業協同組合及び森林組合との連絡調整に関すること。	1	1	全員

	土木班	1 産業建設対策部の総括に関すること。 2 道路、橋梁、河川等公共土木関係施設の災害対策及び復旧対策に関すること。 3 道路、橋梁、河川等公共土木関係施設の被害調査及び報告に関すること。 4 応急対策用資機材の準備、輸送手段の確保、労務対策に関すること。 5 災害時における通行止め及び迂回路の設定に関すること。 6 土木関係機関との連絡調整に関すること。 7 避難路、輸送路の確保に関すること。 8 障害物の除去に関すること。 9 部内各班の連絡調整に関すること。 10 水防法に基づく諸対策に関すること。	2	3	全員
	建築班	1 建築関係機関との連絡調整に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 3 被災市営住宅の応急対策に関すること。 4 建築物の災害対策に関すること。 5 応急仮設住宅の供給に関すること。 6 被災住宅の復興資金に関すること。 7 避難所の仮設トイレの設置に関すること。	1	2	全員

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
産業建設対策部	上下水道班	1 水道関係施設の災害対策及び応急復旧に関する こと。	1	2	全 員
		2 水道関係施設の災害調査及び報告に関する こと。			
		3 災害時の給水計画に関すること。			
		4 飲料水の確保、給水に関すること。			
		5 水質管理に関すること。			
		6 上水道の汚染対策に関すること。			
		7 下水道関係施設の災害対策に関すること。			
		8 下水道関係施設の応急復旧に関すること。			
		9 下水道関係施設の災害調査及び報告に関する こと。			
		10 災害時の汚水処理、その他環境衛生の応援に関 すること。			
		11 関係機関との連絡調整に関すること。			
教育対策部	学校教育班	1 教育対策部の総括に関すること。	1	2	全 員
		2 教育施設の災害対策及び応急復旧に関する こと。			
		3 教育施設の災害調査及び報告に関すること。			
		4 児童、生徒等の避難及び安全確保並びに消火、 水防及び衛生面の応急対策に関すること。			
		5 教育施設での避難住民の受け入れ調整に関す ること。			
		6 教職員の動員に関すること。			
		7 関係機関との連絡調整に関すること。			
		8 部内の連絡調整に関すること。			
	社会教育班	1 社会教育施設の災害対策及び応急復旧に関す ること。	1	1	全 員
		2 社会教育施設の災害調査及び報告に関する こと。			
		3 社会教育施設での避難住民の受け入れ調整に関 すること。			
		4 史跡・文化財の保護に関すること。			
		5 関係機関との連絡調整に関すること。			

応援対策部	応援班	1 対策本部及び支部の各対策部の応援に関するこ と。 2 相互応援協定に関するこ。	状況に応じ本部長が指示する。
-------	-----	---	----------------

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
消防対策部	消防班	1 消防対策部の総括に関するこ。 2 消防団の出動及び配置に関するこ。 3 住民の避難誘導、救出等に関するこ。 4 火災防ぎょに関するこ。 5 行方不明者の捜索に関するこ。 6 部内の連絡調整に関するこ。 7 消防、水防等防災作業の実施に関するこ。 8 災害情報の収集及び報告に関するこ。	状況に応じ適宜団員を配置する。		全員

- 備考 1 各対策部に属さない市職員の対策要員配備については、別に本部長が指示する。
- 2 各対策部長は原則として、本部又は支部設置と同時に配備につくものとし、上記表中の要員には含まれないものとする。
- 3 避難所配置員については、上記表中の要員には含まれないものとする。

＜ 対 策 支 部 所 掌 事 務 ＞

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
総務対策部	総務連絡班	1 支所管内の災害対策の総括に関すること。 2 対策支部の設置・運営に関すること。 3 支部の庶務に関すること。 4 支部会議に関すること。 5 支所管内の関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 6 各対策部及び関係機関の情報収集並びに速報に関すること。 7 災害状況及び応急対策のとりまとめ並びに本部への報告に関すること。 8 災害調査員及び調査班に関すること。 9 人員の動員・配備及び調整に関すること。 10 警報の内容の伝達及び避難の指示、警戒区域の設定等に関すること。 11 避難所の設置及び運営体制に関すること。 12 防災行政無線等通信の運用及び保守に関すること。 13 その他、他の対策部に属さない事務に関すること。	1	2	全員
	広報・商工班	1 警報その他災害広報に関すること。 2 災害写真に関すること。 3 避難住民の状況把握及び避難所等との連絡調整に関すること。 4 自治会長等及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。 6 商工観光関係施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 7 商工観光関係施設の被害調査及び報告に関すること。 8 民間企業からの救護物資の調達・計画に関すること。 9 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。	2	2	全員

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
総務対策部	経理・管理班	1 災害対策に必要な経費の予算経理に関する こと。 2 市有財産等の被害調査及び災害対策に関する こと。 3 災害対策用物資の調達及び出納保管に関する こと。 4 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に 関すること。	1	1	全 員
民生対策部	救助班	1 民生対策部の総括に関する こと。 2 救助事務の総括に関する こと。 3 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する こと。 4 応急仮設住宅等収容施設の入居調整に関する こと。 5 災害時要援護者等の安全確保及び支援に関する こと。 6 災害時要援護者等の情報収集及び情報提供に 関すること。 7 社会福祉施設との連絡調整に関する こと。 8 遺体の収容に関する こと。 9 保育園、社会福祉関係施設の災害対策に関する こと。 10 被災者への炊き出し及び配給に関する こと。 10 部内各班の連絡調整に関する こと。 11 救助状況の本部への報告に関する こと。 12 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に 関すること。	2	3	全 員
	衛生班	1 し尿処理及びごみ処理に関する こと。 2 ごみ収集計画に関する こと。 3 衛生関係施設の災害対策に関する こと。 4 災害時における防疫に関する こと。 5 遺体の埋火葬に関する こと。 6 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に 関すること。	1	1	全 員

	救護班	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 巡回医療支援並びに救護所の設置及び運営に関すること。 3 り災害の応急救護に関すること。 4 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。	1	2	全員
--	-----	--	---	---	----

対策 部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
民生 対策部	救護班	5 感染症の対策に関すること。 6 消毒医薬品等の準備・配布に関すること。 7 災害時における衛生広報に関すること。 8 医療救護、助産に関すること。 9 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。			
産業建設 対策部	農政班	1 農作物等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 農作物の病虫害及び家畜等伝染病の防除に関すること。 3 畜産施設等の連絡調整に関すること。 4 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。	1	1	全員
	耕地班	1 農地、農業用施設等の災害対策及び応急復旧並びに被害調査に関すること。 2 農地、農業用施設等の被害調査及び報告に関すること。 3 土地改良区等への連絡調整に関すること。 4 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。	1	1	全員

	林務水産班	1 山林、漁港及び水産施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 山林、漁港及び水産施設の被害調査及び報告に関すること。 3 漁業協同組合及び森林組合との連絡調整に関すること。 4 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。	1	2	全員
	土木班	1 産業建設対策部の総括に関すること。 2 道路、橋梁、河川等公共土木関係施設の災害対策及び復旧対策に関すること。 3 道路、橋梁、河川等公共土木関係施設の被害調査及び報告に関すること。 4 応急対策用資機材の準備、輸送手段の確保、労務対策に関すること。 5 災害時における通行止め及び迂回路の設定に関すること。 6 土木関係機関との連絡調整に関すること。 7 避難路、輸送路の確保に関すること。	2	2	全員

対策部名	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
産業建設対策部	土木班	8 障害物の除去に関すること。 9 部内各班の連絡調整に関すること。 10 水防法に基づく諸対策に関すること。 11 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。			
	建築班	1 建築関係機関との連絡調整に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 3 被災市営住宅の応急対策に関すること。 4 建築物の災害対策に関すること。 5 応急仮設住宅の供給に関すること。 6 被災住宅の復興資金に関すること。 7 避難所の仮設トイレの設置に関すること。 8 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関すること。	1	2	全員

	水道班	1 水道関係施設の災害対策及び応急復旧に関する こと。 2 水道関係施設の災害調査及び報告に関する こと。 3 災害時の給水計画に関すること。 4 飲料水の確保、給水に関すること。 5 水質管理に関すること。 6 上水道の汚染対策に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に 関すること。	1	1	全 員
教 育 対 策 部	学校教育班	1 教育対策部の総括に関すること。 2 教育施設の災害対策及び応急復旧に関する こと。 3 教育施設の災害調査及び報告に関すること。 4 児童、生徒等の避難及び安全確保並びに消火、 水防及び衛生面の応急対策に関すること。 5 教育施設での避難住民の受け入れ調整に関す ること。 6 教職員の動員に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に 関すること。	1	1	全 員

	班名	所 掌 事 務	配備要員数		
			1	2	3
対策 部名	社会教育班	1 社会教育施設の災害対策及び応急復旧に関する こと。 2 社会教育施設の災害調査及び報告に関するこ と。 3 社会教育施設での避難住民の受け入れ調整に関 すること。 4 史跡・文化財の保護に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 対策本部担当班との連絡調整及び災害対策に関 すること。	1	1	全 員
消防 対策部	消防班	1 消防対策部の総括に関すること。 2 消防団の出動及び配置に関すること。 3 住民の避難誘導、救出等に関すること。 4 火災防ぎょに関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 消防、水防等防災作業の実施に関すること。 8 災害情報の収集及び報告に関すること。	状 況 に 応 じ 適 宜 団 員 を 配 置 する。		全 員

- 備考 1 各対策部に属さない市職員の対策要員配備については、別に本部長が指示する。
- 2 各対策部長は原則として、本部又は支部設置と同時に配備につくものとし、上記表中の要員には含まれないものとする。
- 3 避難所配置員については、上記表中の要員には含まれないものとする。

第3 緊急時体制

1 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における原子力災害合同対策協議会の構成員等は、次のとおりとする。

(1) 合同対策協議会（全体会議）の構成員

構成員	副市長（現地本部長）	
補助構成員	総務課長補佐（現地副本部長）	
機能及び任務	関係者の情報共有相互協力のための調整（議事をオフサイトセンター内の関係者に公開）	・ オフサイトセンター内の情報共有 ・ 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・ 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・ 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告の確認 ・ オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 ・ 緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

(2) 機能グループの機能及び任務

機能グループ	機能及び任務	
総括班	総合調整	○総務担当業務 ・ 現地対策本部長、副本部長等の補佐業務 ・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 合同対策協議会・運営事務（資料取りまとめ、議事録作成等） ・ 合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員となっているが出られなかった機関）への伝達 ・ 各機能班の情報の集約 ・ 現地の県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動情報、被害状況等の情報のとりまとめ及びそれら各機関の防災活動情報に関する原子力災害合同対策協議会資料・記者発表資料の作成 ・ 屋内退避、避難等に関する提言案（原子力災害合同対策協議会資料案）のとりまとめ（広報班、放射線班及び住民安全班と協力）、E R C チーム総括班経由による官邸チーム総括担当への伝達 ・ 各機能班の間での総合調整 ・ 原災本部、県・市町村災害対策本部との連絡調整 ・ (独)原子力安全基盤機構、(独)日本原子力研究開発機構、(独)放射線医学総合研究所への支援要請の総合調整、原災本部への要請依頼 ・ その他重要事項に関する総合調整 ・ 原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く）の現地対策本部の各機能班、地方公共団体、関係機関等への周知 ○記録担当業務 ・ 現地対策本部における資料管理保存、議事録作成等 ・ 現地対策本部各機能班の情報の集約、記録 ・ 現地対策本部における各事象のクロノロジーの作成
運営支援班	オフサイトセンターの管理	・ オフサイトセンターの環境整備 ・ 対策拠点施設の環境整備（仮眠室の確保を含む。） ・ 対策拠点施設参集者の食料等の確保（日用品の調達を含む。） ・ 対策拠点施設の衛生管理 ・ 対策拠点施設における各種通信回線の確保 ・ その他対策拠点施設における業務環境の整備に関すること。

広報班	報道機関等対応、住民等への広報	○総括担当業務 ・現地対策本部における記者会見等の調整 ・現地の記者からの問い合わせへの対応 ・国本部、県・市町村本部等との情報共有 ・官邸チーム広報担当及びE R C チーム広報班との情報連絡（原則として資料作成は、官邸チーム、広報担当がE R C チーム等の支援を得て行うため、現地ではそれを利用する。） ○問い合わせ業務担当 ・地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応支援（プレス対応資料の共有等）
放射線班	放射線影響評価・予測	○総務担当 ・現地対策本部放射線班各担当が実施する業務に関する情報の集約 ・モニタリング、放射性物質拡散予測に関する指示等に係る合同対策協議会資料の作成 ・現地対策本部総括班への放射線班に関する情報の共有 ・官邸チーム放射線担当及びE R C チーム放射線班との情報共有・調整 ○モニタリング計画調整担当 ・緊急時モニタリング実施のための関係機関との各種調整、支援 ・県災害対策本部等への緊急時モニタリングの指導・助言 ・緊急時モニタリング実施計画への現状の反映 ・必要に応じ、緊急時モニタリングの実施 ○放射性物質汚染対策担当 ・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物についての必要な調整

住民安全班	被災者の救助と 社会秩序の維持 活動の把握調整	○住民避難・輸送担当業務 ・住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整 ・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握及び調整、必要に応じERC住民安全班への緊急輸送の依頼 ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整 ・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 ・交通規制等の状況の把握及び調整 ○災害時要援護者支援担当業務 ・災害時要援護者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している要援護者に対する物資等の支援） ○住民支援・要望対応担当 ・避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 ・地方公共団体の要望のERCチーム住民安全班への伝達 ・ERCチーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 ・関係機関からの支援申出への対応 ・社会秩序の維持に関する調整 ・被災地方公共団体への支援要員派遣
プラント班	原子力事業所に 関する情報の収 集、整理	・ERCチームプラント班との情報共有 プラントの状況に関する現地での地方公共団体やプレスへの説明 ・現地対策本部内の各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供
実動対処班	実動組織との連 絡調整	○総括担当 ・オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関する現地対策本部各班への情報共有 ・現地本部事務局内各班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整 ・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関するクロノロジーの作成

医療班	被災者に対する医療活動の把握	○総括担当業務 ・現地対策本部住民安全班各担当が実施する業務に関する情報の集約 ・被ばく医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成 ・現地対策本部総括班への医療班に関する情報の共有 ・官邸チーム医療担当及びE R Cチーム医療班との情報共有・調整 ○被ばく医療活動・避難退域時検査担当業務 ・国の緊急被ばく医療派遣チーム要員の派遣先の調整 ・関係機関における被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう、措置の実施 ・県災害対策本部等に対する被ばく医療に関する指導・助言 ・原子力災害対策指針に定める避難退域時検査基準等を踏まえ、避難所等に設置された救護所等において、関係機関からの派遣要員と協力して、避難住民の汚染の測定、除染等の実施 ・事故の状況等を踏まえ、避難退域時検査基準等を変更する必要性を検討し、官邸チーム医療担当との協議 ・救護所、医療機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、現地対策本部総括班に依頼し、E R C総括班経由で関係機関に支援を要請するとともに、要員・資機材の配置に関する調整の実施 ・避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R Cチーム医療班への報告 ○安定ヨウ素剤担当業務 ・官邸チーム医療担当が決定した安定ヨウ素剤服用方針の現地での地方公共団体への説明 ・避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等の実施 ・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況の把握 ○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の実測、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施
-----	----------------	---

2 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、副市長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

3 オフサイトセンターへの職員の派遣

市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、環境放射線モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、市民等の避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

4 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

- (1) 災害状況の把握に関すること。
- (2) 国、県、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 市民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。
- (4) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (5) 自衛隊への派遣要請に関すること。
- (6) 串木野海上保安部への派遣要請等に関すること。
- (7) バス会社等への協力要請に関すること。
- (8) 原子力災害医療に関すること。
- (9) 緊急時モニタリング等への協力に関すること。
- (10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
- (11) 交通規制・緊急輸送等に関すること。
- (12) その他必要な事項

5 緊急時体制における現地本部の所掌事務

- (1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (2) 災害状況の把握・伝達に関すること。
- (3) 市民等の避難等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施に関すること。
- (5) 原子力災害合同対策協議会及び各機能班グループへの参画に関すること。
- (6) その他必要な事項

6 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。また、九州電力が県に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には、受理するものとする。

第3節 立入調査の同行

- 1 市は、必要に応じて、川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定に基づき県の立入調査に同行すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- 2 立入調査を実施する職員は市長から、立入調査の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入調査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、日置市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、九州電力の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

る。

また、市は、緊急時に備えて原子力防災専門官との連絡手段を常時確保しておくものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、市町村、九州電力、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 市と防災関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。また、夜間・休日の場合等に備えて、情報の収集先や連絡方法等について整備しておくものとする。

- 2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、必要に応じてヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

- 3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所の状況や薩摩

川内市及び関係周辺市町の地域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

市は、本市の災害対策要員との連絡を密にするため、衛星携帯電話、インターネットメール、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の整備を図るほか、防災関係機関と連携し、漁業無線等の業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。

第2 情報の分析と活用体制の整備

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、県及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、災害対策本部に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

第3 通信手段の確保

市は、国、県、薩摩川内市及び関係周辺市町等と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備

等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

1 通信手段・経路の多様化

(1) 防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の整備を促進し、併せて可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話及び衛星通信ネットワークの衛星車載局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信輻輳の防止

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。

(6) 非常用電源等の確保

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で、非常用電源設備(補充用燃料を含む)を整備するよう努めるものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制等を整備する。

第1 警戒本部体制をとるために必要な体制

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総務企画部長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、マニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

第2 対策本部体制等の整備

1 災害対策本部等の整備

市は、災害対策本部体制をとるべき状況になった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、迅速に意思決定し防護対策の指示を行うための体制、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

2 オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

第3 緊急時体制の整備

1 緊急時体制の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、直に対策本部

体制から緊急時体制に移行するものとする。

2 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、薩摩川内市及び関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため、市は、同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

3 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとには、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、市はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

1 職員の動員体制

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 医療関係者の配置

市は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

第5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、鹿児島県消防相互応援協定による消防の相互応援体制、緊急消防援助隊の

充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等、必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

1 応援協定の締結

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定により、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

2 応援要請に必要な準備

市は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は資料編のとおりである。

第9 オフサイトセンター

1 オフサイトセンターの活用

市は、国及び県と連携して、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練を実施するとともに、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第10 モニタリング体制等

1 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングを実施するためには、ERCチーム放射線班からの指示により、

緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係機関省庁）、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により編成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備と立ち上げに協力する。

2 平常時からの環境放射線モニタリング

県及び九州電力は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率の測定及び水道水、葉菜等の環境試料の放射能分析）を適切に実施し、県内の状況把握に努めるものとする。

3 緊急時モニタリング体制の整備

県は、国及び九州電力、県外原子力事業者と連携し、警戒事象又は特定事象の発生の通報があった場合は速やかに対応できるよう緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

4 九州電力における環境放射線モニタリング体制の整備

九州電力は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

排気筒モニタや敷地境界モニタリングポストのデータを伝送する県伝送計算機及び伝送機器については、自然災害により情報が途絶することがないように、適切に整備、維持及び管理するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、テレメータシステム、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置及び携帯電話等の連絡手段等の整備・維持に努めるとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

また、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関との情報共有及び公表を迅速に行うための情報共有システムを整備する。

(3) 環境放射線監視強化区域の監視体制

県は、風向等気象条件による放射性物質又は放射線の影響を確認するため、環境放射線監視強化区域にモニタリングポストを整備するなど環境放射線の監視体制に万全を期すものとする。

(4) 緊急時モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。九州電力、自衛隊、第十管区海上保安本部等のモニタリング関係機関、薩摩川内市及び関係周辺市町は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備するものとする。県は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

市は県の実施するモニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

(5) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、環境放射線チームとその指揮下の測定グループ等で構成するモニタリング実施組織、役割等を定めておくものとする。

(6) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

県は、緊急時モニタリング計画で定めるモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図るものとする。県は、国、指定公共機関及び九州電力から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、九州電力等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。

第11 専門家の派遣要請手続き

市は、九州電力より施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第8節 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

第2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関、市町村及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

第3 災害応急体制の整備

1 広域的な応援協力体制の整備

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

第4 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の整備

市は、薩摩川内市、関係周辺市町が行う避難計画の作成にあたり、道路等の状況等を考慮し、複合災害時でも避難が行えるよう避難計画を定めておくものとする。

2 避難所の整備

市は、複合災害時の避難所の設置運営方法について、あらかじめ定めておくものとする。

県は、複合災害時の避難所の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた

住民への応急対策が的確に行われるよう薩摩川内市、関係周辺市町の体制の整備について協力する。

また、広域的な避難に備え、受入市町村に対し、避難の受入体制について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備する。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 職員の派遣体制

市は、国、県及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

2 資機材の搬送体制

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

3 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時において、周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制を整備する。

第7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と協力して、複合災害時に周辺住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

第8 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

市は、国、県、防災関係機関と連携し、本章第15節に定める人材育成及び第16節に定める防災訓練等を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

第9節 避難収容活動体制の整備

第1 避難等の方法

1 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

- (1) 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、緊急事態応急対策実施区域の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- (2) 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

2 コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は、原則として市災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

- (1) 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから、原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ、退避するコンクリート建屋、避難経路等を指定するものとする。
- (2) 市災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- (3) 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- (4) 避難誘導者は、避難住民等に対し、コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

3 避難

避難は、原則として緊急事態応急対策実施区域外（海上にあっては、警戒区域外）に退避するものとする。

- (1) 市災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ、避難する避難所、避難経路等を指定するものとする。
- (2) 市災害対策本部長は、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- (3) 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- (4) 避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に

制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

- (5) 市、県、第十管区海上保安本部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

第2 避難計画の作成

市は、国、県、受入市町村及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

1 P A Z内の避難計画

(1) 迅速な避難体制の構築

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにP A Z圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

(2) 一時避難所への避難

P A Z内の住民等に係る防護措置については、避難することを原則とするが、避難が遅れた住民等は、必要に応じて一時避難ができる施設に避難するものとする。

2 U P Z内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

3 留意事項

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はU P Z外とする。また、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。避難計画には、P A Z及びU P Zの地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

4 原子力防災・避難施設調整システムの整備

県は、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適當である場合に備え、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

第3 避難所等の整備

1 避難所等の整備

(1) 避難所の指定

市は、学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難や避難退域時検査の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定する。

また、市は、避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所や避難経路が使用できなくなる可能性を考慮するとともに要配慮者に十分配慮する。なお、必要に応じて、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結等広域避難体制を整備するものとする。

(2) 避難所設備の整備

市は、避難や避難退域時検査の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整備に努めるものとする。

5 応急仮設住宅の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

6 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

7 避難場所における設備等の整備

市は、国及び県と連携しながら、避難場所において、必要な貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国

人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。

8 物資の備蓄に係る整備

市は、国及び県と連携しながら、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第4 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

(1) 情報の共有

要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握するとともに関係者との共有に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図るものとする。

(3) 避難誘導体制等の整備

避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

また、必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を図るものとする。

2 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。

3 病院等医療機関の避難計画の整備

(1) 避難計画の作成

原子力発電所から10km圏内の病院等医療機関の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(2) 避難先調整の仕組み

県は、U P Z内の医療機関の一時移転等に備え、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

4 社会福祉施設の避難計画の整備等

(1) 避難計画の作成

原子力発電所から10km圏内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(2) 避難先調整の仕組み

県は、U P Z内の社会福祉施設の一時移転等に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

(3) 災害協定の締結等

県は、P A Z及びU P Z内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定の締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第5 学校等施設における避難計画の整備

1 避難計画の作成

U P Z内の学校等施設の管理者は、市及び県、連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画

を作成するものとする。

2 生徒等の保護者への引渡しに関するルールの整備

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

UPZ内の興行場、駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は、市及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。

第8 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、国、県と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図れるよう努めるものとする。

第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国、県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第10 避難場所・避難方法等の周知

1 避難場所の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家

庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

2 住民に提供する情報の整理

避難を迅速に実施するためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県、関係周辺市町及び九州電力と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法として、これらの計画の周知を行うものとする。

3 P A Z内の住民の円滑な避難への配慮

市は、P A Z内の住民に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からU P Z内の住民に対して理解を求めるものとする。

第11 避難のための輸送施設の整備

市は、住民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるものとする。

第11節 救急・救助、医療、消火及び防護 資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は、国及び県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

1 医療活動用資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

なお、安定ヨウ素剤については、市は県に協力し、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。

なお、配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討する。

① 安定ヨウ素剤の整備

県は、人体に害を及ぼす放射性物質の一つである放射性ヨウ素が放出された緊急時に、安定ヨウ素剤を予防服用することにより、放射性ヨウ素による内部被ばくの低減を図るため、薩摩川内市及び関係周辺市と協力し、安定ヨウ素剤を整備する。

ア 必要数量及び配布体制の整備

避難住民の人口を基に、必要数量を整備する。

(ア) 安定ヨウ素剤は市、保健所等において保管・管理し、原子力発電所で事故が発生し、放射性ヨウ素による内部被ばくの恐れがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう体制を整備する。

(イ) 安定ヨウ素剤の整備状況及び配布方法については、防災訓練等を通じて関係者をはじめ地域住民への周知を図る。

イ 配布場所や服用方法等の周知

配布場所及び年齢によって異なる服用量及び服用留意点については、対象

住民に対して、あらかじめ周知を十分図る。

(ア) 服用指示等が迅速かつ確実に伝達できるよう、情報連絡体制を市とともに整備する。

(イ) 配布場所や服用方法等について、県・市広報紙や防災訓練等を通じて周知の徹底を図る。

2 被ばく医療活動体制等の整備

① 被ばく医療体制等の整備

県は、国と協力し、被ばく医療体制の構築、被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うとともに、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

② 広域的な被ばく医療体制の整備

県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

ア 初期被ばく医療体制

避難退域時検査場所等における救護所では、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及びふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤投与、軽度の外傷等の治療、健康相談等を行う。

(ア) 救護所

原則として避難退域時検査場所及び避難先となる市町に1カ所ずつ設置する。

また、緊急被ばく医療に必要な資機材は、関係の保健所等に配置・保管する。

(イ) 緊急被ばく医療対策班

救護所の増設に伴い、避難退域時検査チーム、簡易除染チーム、健康管理チーム等の業務に従事する人員を確保するため、県内の医療機関に協力を要請するとともに、必要とする専門知識・技術の習得のための研修等への派遣や、防災訓練等を行う。

イ 二次被ばく医療体制

避難退域時検査場所等における救護所において一定レベル以上の被ばく(汚染)が確認された者に対して、シャワー等を用いた二次除染並びに、ホールボディカウンタを用いた内部被ばくを測定する。併せて、応急医療措置・搬送を行う。

(ア) 二次除染及び被ばく線量評価

関係保健所等に除染テントを配備するとともに、機動性のあるホールボディカウンタ等搭載車を整備し、広域避難に迅速・適確に対応する。

なお、現在、川薩保健所及び済生会川内病院に設置されている被ばく医療施設内の設備については、当該施設が避難対象区域に該当しない場合には、引き続き活用する。

(イ) 医療措置等

二次除染後、被ばく（汚染）レベルが一定以下と確認された傷病者に対しては、地元医療機関の協力を得て必要な医療処置を行う。

なお、地元医療機関で対応できない傷病者は、鹿児島大学病院や三次被ばく医療機関に搬送する。

また、済生会川内病院が避難対象区域に該当しない場合は、同院においても治療を行ない、集学的治療等が必要な患者等は、後方支援医療機関である鹿児島大学病院へ搬送する。

(ウ) 医療従事者の育成

全身・創傷等の二次除染、甲状腺等の内部被ばくを含む線量評価、内部被ばく患者、高線量被ばく患者、三次被ばく医療機関への搬送判断などに適確に対応するため、医師・保健師・放射線技等の育成を図る。

ウ 三次被ばく医療体制

初期及び二次被ばく医療機関等での対応が困難な場合等の対応は、被ばく医療に関する高度専門的な医療を提供できる医療機関である広島大学、及び量子科学技術研究開発機構(千葉市)が行う。また、本県内の二次被ばく医療機関の収容能力を超えた場合等の対応を長崎大学が行う。

また、本県内の二次被ばく医療機関の収容能力を超えた場合等の対応を長崎大学が行う。

(ア) 搬送体制の整備

三次被ばく医療機関等への搬送手段として、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター等を活用することとする。

(イ) 初期及び二次被ばく医療機関等との連携・協力体制の構築

初期・二次被ばく医療機関等からの被ばく患者受入れや、これらの機関等における治療方針の決定等を円滑に実施するため、平常時から三次被ばく医療機関等から専門的な技術援助等を受けられる体制を整備する。

③ 関係機関との整合性ある計画の作成

県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう、関係機関との整合性のある計画を作成するものとする。

④ 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の

配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備に努めるものとする。

⑤ 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染調査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県及び九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

1 資機材等の計画的な整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材等を計画的に整備するものとする。

また、配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。

2 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の調達、供給活動

1 物資の調達等体制の整備

① 調達等体制の整備

市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

② 物資の備蓄等

備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

2 物資の緊急輸送活動体制の整備

市は、国及び県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点とするなど、

物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

3 国や県の支援体制

① 国の支援体制

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。

② 県の支援体制

県は、災害の規模等に鑑み、市等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

第7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等に提供すべき情報の整理

市は、国、県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

第2 情報伝達体制の整備

① 情報伝達施設・設備の整備

市は、的確な情報を常に伝達できるよう、市防災行政無線等の整備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

② 住民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

③ 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

④ 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、電子メール、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、原子力防災アプリ、コミュニティFM放送局、FM電波を利用した文字多重放送、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第13節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第1 オフサイトセンターの機能移転

オフサイトセンターが避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて、県は国と連携して、代替オフサイトセンターを整備しておくものとする。

代替オフサイトセンターについては、施設整備の内容も含め、今後の国の動向等を踏まえ、整備するものとする。

代替オフサイトセンター	薩摩川内市隈之城町228-1
	北薩地域振興局第2庁舎
	日置市東市来町長里1020-1
	鹿児島県消防学校

第2 庁舎の行政機能移転

市は、庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する 知識の普及と啓発及び情報発信

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所、放射線防護対策が実施された屋内退避施設等に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (10) 避難又は一時移転を指示された地域以外における自主避難の抑制（屋内退避の有効性を含む）に関すること。
- (11) その他原子力防災に関すること。

第2 社会教育を通じての啓発

市及び市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に順ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

第3 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

第4 防災教育の充実

市及び市教育委員会は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、生徒等の安全の確保、及び防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第5 要配慮者への配慮

市が、防災知識の普及・啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第6 避難状況の確実な把握

市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難した場合等に、他市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第7 資料等の整理、教訓等の情報発信

① 資料の収集・整理

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

② 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

第1 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

研修成果については、訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第16節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

1 市の訓練計画の策定

市は、国、県、九州電力等防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 気象予想及び大気中拡散予測の活用訓練
- (6) 緊急被ばく医療訓練
- (7) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (8) 周辺住民避難訓練
- (9) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2 国の総合的な防災訓練計画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携して、防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた訓練に定期的に参加するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び九州電力と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 自衛隊との共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

1 実践的な訓練の実施

市は、訓練に参加するにあたり、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。

2 訓練の評価と防災体制の改善

市は、訓練に参加するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第17節 原子力発電所上空の飛行規制

第1 国の規制措置等

鹿児島空港事務所長は、航空機事故に起因する原子力災害の発生を防止するため、原子力発電所上空の航空安全確保に関する以下の規制措置を行うとともに、原子力発電所上空の飛行規制について周知徹底を図るものとする。

- 1 施設付近の上空飛行は、できる限り避けさせること。
 - 2 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。
- （「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）県は国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

第2 九州電力の措置

九州電力は、原子力発電所であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、原子力発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であることから、防災関係機関においては次により対応するものとする。

1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

3 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安庁職員の安全確保を図りつつ、九州電力等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4 県及び市町村

事故発生場所が日置市内であった場合、市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、九州電力から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、全面緊急事態に至ったことにより、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章で示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係機関市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

イ 九州電力からの連絡

九州電力は、情報収集事態を認知した場合は、直ちに発電所の状況を確認し、県に連絡するものとする。

ウ 県の確認

県は、国からの情報収集事態の情報提供又は九州電力からの連絡を受けた場合には、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに九州電力に発電所の状況について確認するものとする。

また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果、発電所に異常の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内

市及び関係周辺市町並びに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

オ 市からの連絡

市は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会をはじめ、県、薩摩川内市、関係機関等へ連絡するものとする。

イ 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うとともに、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

また、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

ウ 国からの関係機関等への連絡

県は、国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

また、必要に応じて、警戒事態の発生及びその後の状況について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

オ 市からの連絡

市は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

(3) 九州電力から施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

ア 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。

さらに、県、原子力規制委員会等主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。

なお、市は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては簡潔、

明瞭に行うよう努めるものとする。

なお、これらの連絡系統は別図1「連絡系統図（原子力災害対策編P4—1—4別図参照）」のとおりとする。

イ 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部及び公衆に連絡するものとする。

また、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関との情報共有及び公表を迅速に行うための情報共有システムを整備する。

ウ 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施等の要請

国事故対策本部は、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとし、関係周辺市町に対し、屋内退避の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段等の確保等）の協力を要請するものとする。

エ 国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、薩摩川内市、関係周辺市町、関係周辺都道府県に連絡するものとする。

オ 県からの関係機関等への連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ 薩摩川内市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡
- ・ 連絡の際は、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をUPZ内の住民等に伝達するよう依頼
- ・ 必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

カ 市からの連絡

市は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

ア 原子力防災専門官等への連絡等

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置している環境放射線監視テレメータシステムにより、モニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官に連絡するとともに、必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

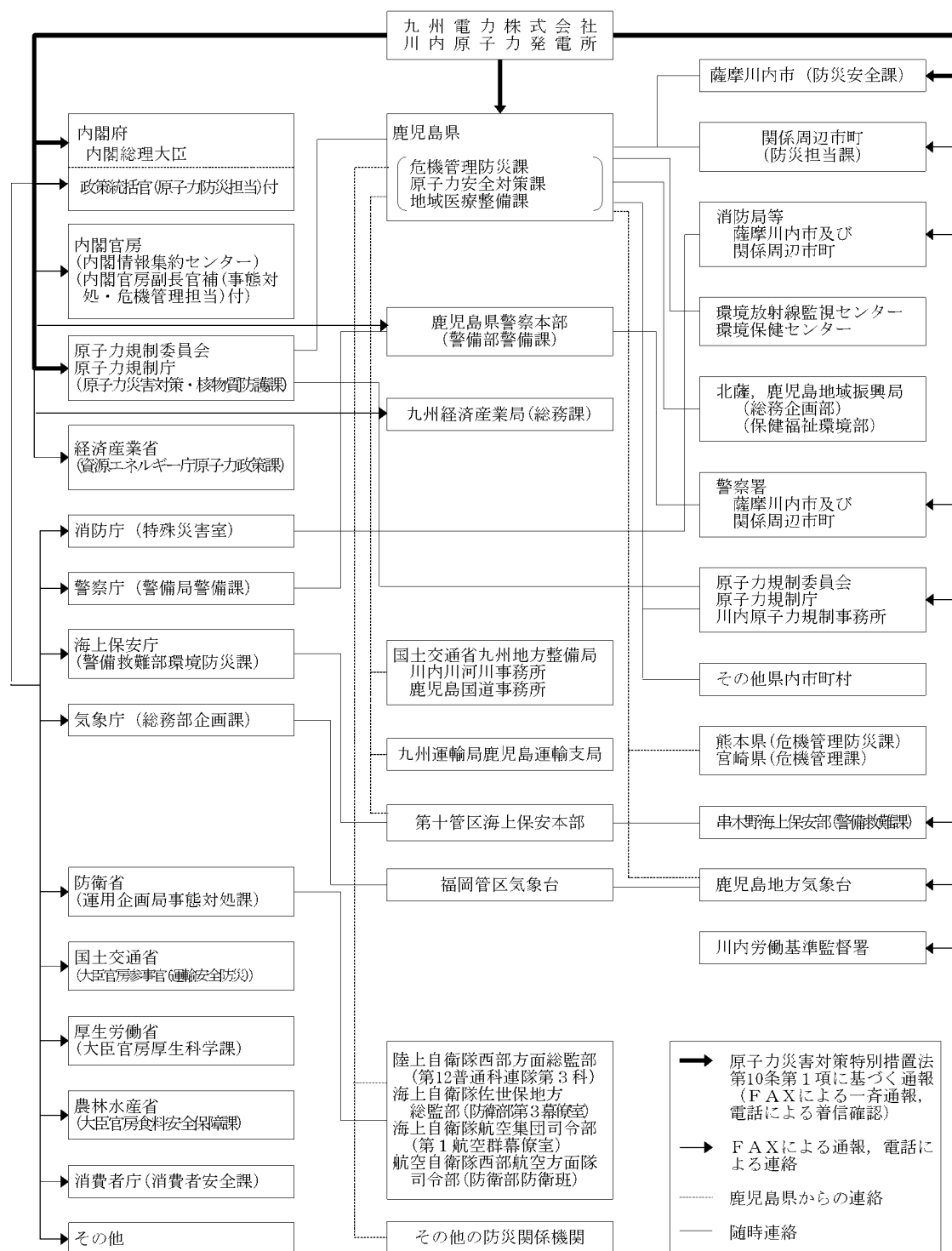
イ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

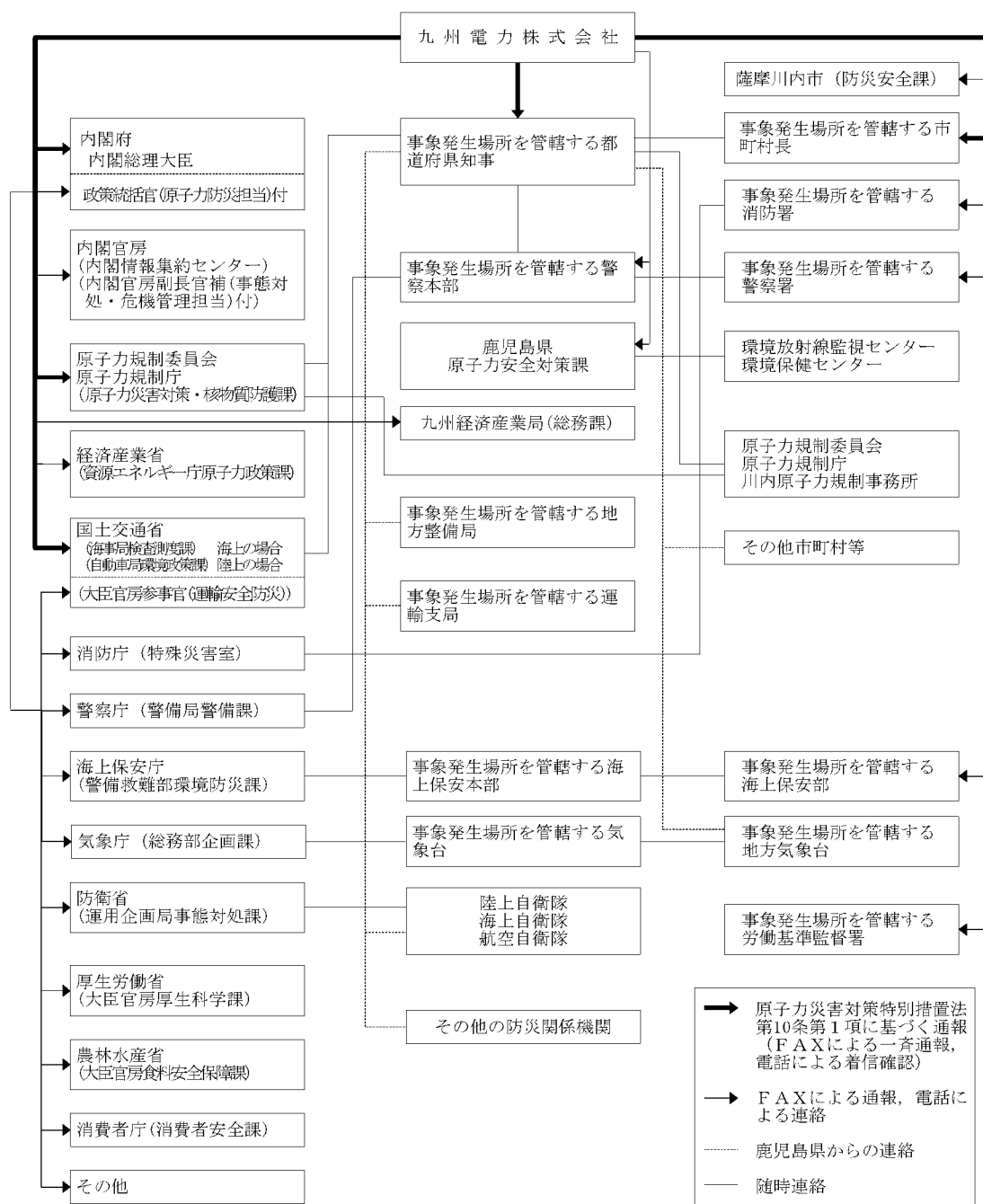
県は、その結果を受け、施設敷地緊急事態の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

なお、これらの連絡系統は別図1のとおりである。

別図1 連絡系統図



別図2 連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）



2 応急対策活動情報の連絡

(1) 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部にも文書により連絡するものとする。

なお、市は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 関係機関等との連携

市は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 国事故現地警戒本部との連携

市は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故対策本部及び国事故現地対策本部に連絡するものとする。なお、市は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 関係機関等との連携

市は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 現地事故対策連絡会議との連携県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

カ 広域連携

県は、必要に応じて、応急対策活動の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

キ 薩摩川内市及び関係周辺市町からの関係機関等への連絡

薩摩川内市及び関係周辺市町は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、自治会、消防団、農協、漁協、要配慮者に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

また、薩摩川内市及び関係周辺市町が行う応急対策活動について、県、県警察、消防機関、その他の関係機関に対し、継続的に連絡する。

(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 九州電力からの連絡等

九州電力の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 全面緊急事態の連絡

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

ウ オフサイトセンターでの対応

市は、国現地本部、指定公共機関、薩摩川内市、関係周辺市町、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避

難・屋内退避状況の把握等を担う機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、薩摩川内市、関係周辺市町をはじめ九州電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

(1) 国の指示等の確実な伝達

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

(2) 県から市町村への連絡

県は、国から伝達された内容を市町村に確実に連絡するものとする。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し確実な伝達を図るものとする。

(3) 災害対策用移動通信機器等の利用

国では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）や災害対策用移動電源車を備蓄しており、災害時に県や市町村等へ無償貸与することができることとなっている。

県は、九州総合通信局に対して、必要な通信機器等の貸し出しを要請するものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

市は、第2章第1節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第2章第2節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

第2 専門家の派遣要請

市は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第3 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第4 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収の要請を要求するものとする。

第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

1 原子力被災者生活支援チームの設置

原子力災害対策本部長は、原子力発電所において放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、

必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

2 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、災害対策本部を中心として、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

① 適切な被ばく管理

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

② 二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

① 防護資機材の装着等の指示

現地災害対策本部長は、オフサイトセンター放射線班と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク

② 防護資機材の調達の要請等

防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

① 放射線防護基準

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放

放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業
実効線量		① 5年間 1 0 0 mSv ② 1年間 5 0 mSv — ③ 3ヶ月間 5 mSv (女子) ④ 1 mSv (妊娠中の女子)	1 0 0 m S v 2 5 0 m S v ※
等価線量	眼の水晶体 皮膚 腹部表面	① 5年間 1 0 0 mSv ② 1年間 5 0 mSv 1年間 5 0 0 mSv 2 mSv (妊娠中の女子)	3 0 0 mSv 1 Sv —

※原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び第15条の事象が発生した場合

核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）

ア 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

イ 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、目の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。

② 被ばく管理

市は、市職員の被ばく管理を行うものとし、市現地対策本部医療チームは、現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

③ 緊急時医療本部等との連携

市は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言後は、国現地本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

被ばく管理にあたっては、市現地対策本部医療チーム及び環境放射線チーム

は、緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもとに実施するものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

④ 防護資機材の確保

市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑤ 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 緊急時モニタリング

総務対策部 九州電力（株）

第1 原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態

福島第一原子力発電所事故を踏まえると、原子力発電所からの放射性物質の放出形態は、複合的であることを十分考慮する必要がある。

大気への放出の可能性がある放射性物質

気体状のクリプトン、キセノン等希ガス
揮発性の放射性ヨウ素、放射性セシウム
その他放射性物質のエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）

第2 緊急時モニタリング体制

1 環境放射線チームの設置

知事は、警戒本部を設置したときは、直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置するものとする。なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の環境放射線チームに移行するものとする。

2 組織・構成

緊急時モニタリング体制は、国から派遣される要員、県職員、薩摩川内市職員、関係周辺市町職員及び九州電力職員をもって構成し、チームの組織及び業務は、別図3の「緊急時モニタリングの組織及び業務」、通信連絡系統は、別図4の「緊急時モニタリング通信連絡系統図」のとおりとする。

第3 関係機関への協力要請

(1) 情報提供の要請

知事は、必要に応じ鹿児島地方気象台長及び九州電力に対し、緊急時モニタリングに必要な情報の提供を要請するものとする。

(2) 緊急時モニタリング要員の派遣及び資機材の要請

知事は、必要があると認めたときは国、市町村、防災関係機関等に対し、緊急時モニタリング要員の派遣及び資機材の提供を要請するものとする。

第4 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害対策本部の総合調整のもと行うものとし、空域又は海域においてこれを行う必要があるときは、自衛隊又は第十管区海上保安本部に支援を要請するものとする。

市対策本部長は、県が行う緊急時モニタリングに協力するとともに、汚染状況を把握しておくものとする。

1 初動段階の緊急時モニタリングの実施

① 平常時モニタリングの強化

県は、九州電力から特定事象発生 of 通報を受けた場合、周辺への影響の把握

という観点から、可搬型モニタリングポストの追加配備やモニタリングカーによる移動測定など平常時のモニタリング（空間放射線量率の測定及び水道水、葉菜等の環境試料の放射能分析等）を強化し、結果を取りまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。

② 初動段階の緊急時モニタリングの実施

県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画により、必要な準備を直ちに行うとともに、原子力規制委員会及び九州電力と連携し、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。

③ 初動段階の緊急時モニタリングの内容

初動段階の緊急時モニタリングは、放射性物質の環境への異常な放出又はそのおそれが発生した場合に速やかに開始する。モニタリングの結果は、放出源の情報、気象情報及びSPEEDI等から得られる情報とともに総合的に解析して防護対策についての判断に資するものとする。

モニタリングの測定項目及び測定若しくは試料採取の地点は、次のとおりとする。

ア 測定項目

（ア） 空間放射線量率

（イ） 大気中の放射性ヨウ素濃度

（ウ） 環境試料（飲料水、葉菜及び原乳）中の放射性ヨウ素濃度

イ 測定・採取の地点

（ア） 大気中放射性ヨウ素最大濃度及び空間放射線最大線量率の出現予測地

点

（イ） 予測される大気中放射性ヨウ素最大濃度及び空間放射線最大線量率の出現地点を中心としておおむね60° セクター内

（ウ） 風下方向の人口密集地帯

④ 緊急時環境放射線モニタリング結果の報告

環境放射線チームの責任者は、緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、随時現地本部長を通じ災害対策本部長に報告するものとする。

なお、警戒本部体制時においては、警戒本部長に報告するものとする。

2 緊急時モニタリングの実施

① 原子力災害対策本部の総合調整

県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき移動緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に連絡するものとする。

② 避難対象区域内での緊急時モニタリング

避難対象区域内での緊急時モニタリングは、モニタリング要員の過度な被ばく防止や放射能汚染の拡大防止に配慮し、原則として、モニタリングポストや可搬型モニタリングポストなどの自動測定装置で対応するものとする。

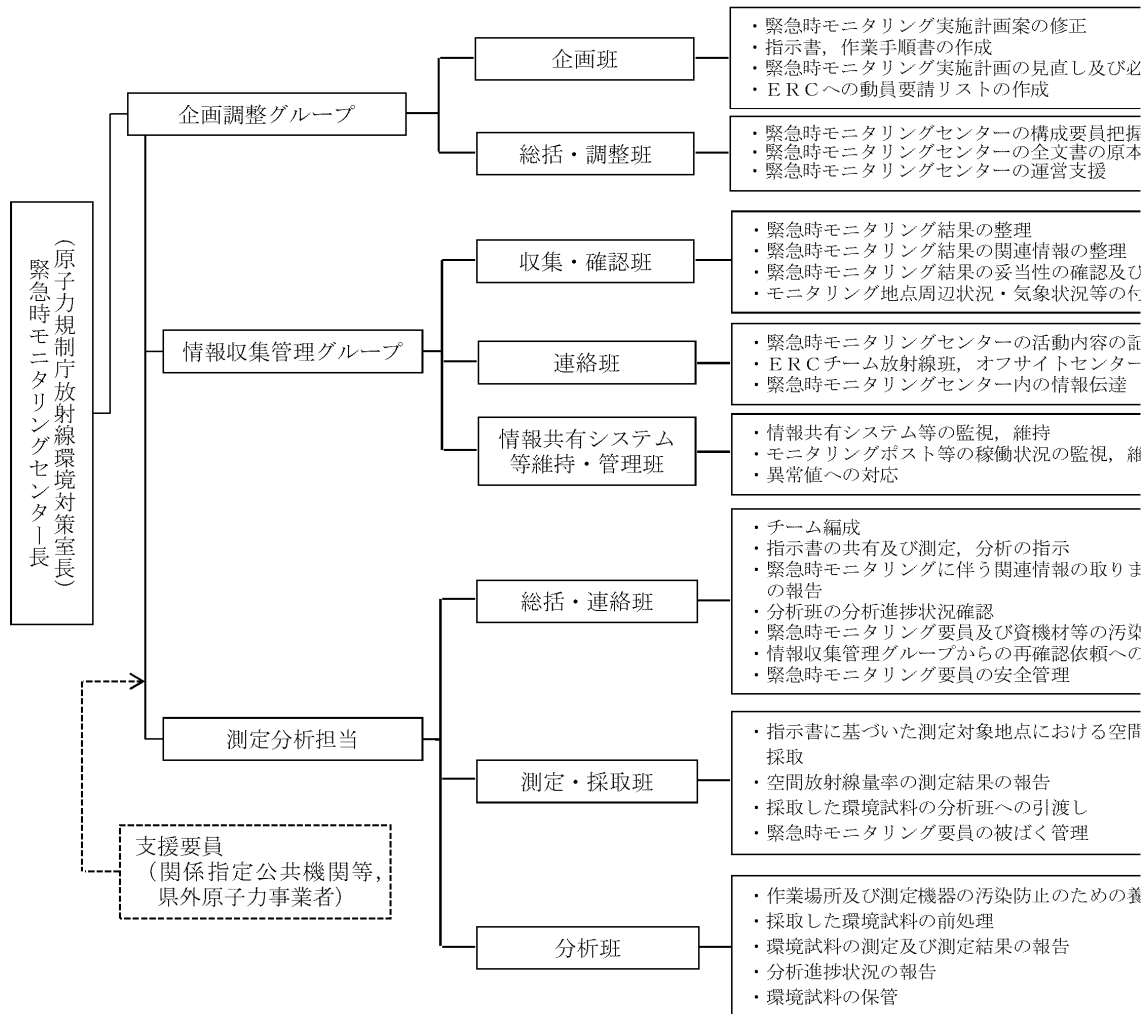
3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定し、初動対応後、原子力災害対策本部が、必要に応じて緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催することから、県は、関係省庁、九州電力等とともに会議に参加し、緊急時モニタリング実施計画の改定に参画するものとする。

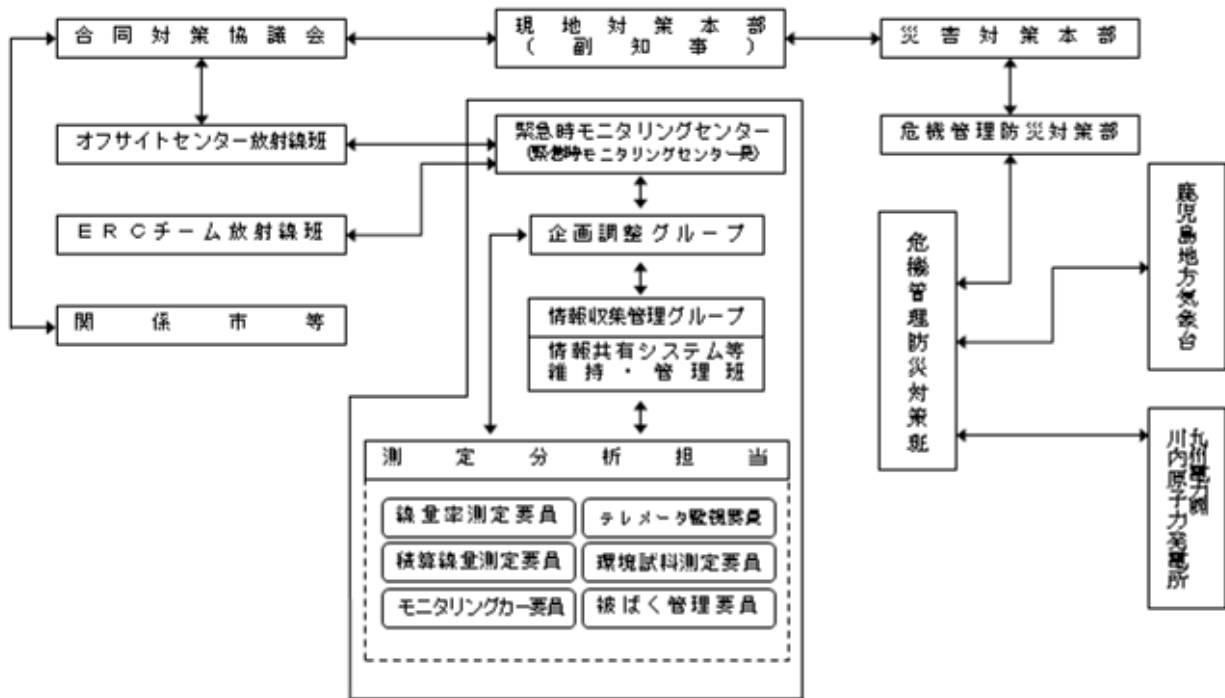
4 モニタリング結果の共有

県は、国と連携し、モニタリングの結果の妥当性及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を薩摩川内市及び関係周辺市町に随時連絡するとともに、必要に応じて県内その他市町村に連絡を行うものとする。

別図3 緊急時環境放射線モニタリングの組織及び業務（県計画）



別図4 緊急時モニタリング通信連絡系統図（県計画）



第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動

総務対策部 民生対策部 消防本部

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 避難準備

① 住民の避難準備

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、受入市町村へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

② 病院等医療機関等の避難準備

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、避難先へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

③ 段階的避難への配慮

市は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、U P Z内の住民等に対し周知を図るものとする。

2 P A Z内における予防的防護措置の実施

① 施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備

県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

② 避難の準備等

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難準備（避難先、輸送手段等の確保）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、薩摩川内市にその旨を伝達するものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととするとともに、U P Z外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

③ 避難の実施等

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、直ちに薩摩川内市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には薩摩川内市と連携し国に要請するものとする。

また、県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、関係周辺市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受入れや関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

④ 県の緊急措置

県は、原子力発電所の事故の進展が早く迅速な対応が必要な場合等は、薩摩川内市と連携して、P A Z内における避難を準備するとともに、避難が緊急に必要と判断したときは、国の指示等を待たずに、薩摩川内市に対し避難の指示を行うよう要請する。また、災害の発生により薩摩川内市が避難の指示を行う事ができなくなった場合には、県が避難の指示を代行するものとする。

⑤ 薩摩川内市の緊急措置

薩摩川内市は、国の災害対策本部が設置されていない段階において原子力発電所の事故の進展が早く国の指示、県からの要請等の発出前に避難が緊急に必要と判断したときは、住民等に対し避難の指示を行うものとする。

3 U P Z内における緊急時防護措置の実施

① 国の指示等に基づく避難等の実施

市は、P A Z内の避難の実施に合わせ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、U P Z外の住民に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県は、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

なお、県は、関係周辺市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

② 市長の意見陳述

市長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

4 U P Z圏外における防護措置の実施

U P Z圏外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にU P Z内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示によりこれを実施するものとする。

5 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。

6 避難方法

① 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い、若しくは、市等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては、自力で避難することが困難な傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に十分配慮するものとする。

感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

② 避難車両の手配

市は、避難車両が不足する場合には、独自又は県を通じて、県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。なお、県バス協会には、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき要請するものとする。また、P A Z内の要配慮者の避難に当たっては、薩摩川内市は、九州電力と連携し、福祉車両を手配するものとする。

③ 広域的避難

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県を通じて受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施の協力を要請する。また、市は、あらかじめ県の調整により受入先の市町と協議を行い、広域避難計画の作成を行うものとする。

7 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等の連絡を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等により追加住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対

しても情報提供するものとする。

8 交通誘導

① 県警察等による交通誘導

避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通誘導を強化する。県は、混雑が予想される避難退域時検査場所候補地及び交差点の情報を、あらかじめ県警察と共有するとともに、県警察は、住民を迅速・安全に避難させることができるよう、緊急時における交通誘導を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

② 受入市町村の協力

受入市町村は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

9 受入市町村への指示

県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、迅速な避難を実施するため国の協力のもと、受入市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することができるものとする。

避難にあたっては、あらかじめ定めてある避難計画に基づく避難所に避難するものとするが、避難所の変更が必要な場合は、別途指示するものとする。

10 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力

避難開始当初は、市は、住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし、避難所の開設等避難住民の受入業務については、受入要請を踏まえてできるだけ受入市町村に要請するなど、必要な協力を積極的に行うものとする。

市は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了するものとする。

11 県域を越える避難等に対する国への要請

県は、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

12 住民等への避難指示

① 避難指示の伝達

ア 住民への避難指示

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また、自治会、消防団、農協、漁協、災害時要援護者等に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・FAX等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

イ 消防機関等への協力要請

市は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請する。

ウ 避難所への市町村職員の派遣

市は、避難所に職員を派遣し、市災害対策本部、受入市町村及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

なお、市は、避難所においては、受入市町村の協力を得て、住民の避難状況を把握する。

エ 行政機能移転の際の住民への周知

市は、市庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を住民に周知する。

オ 受入市町村における住民への周知

受入市町村は、防災行政無線、ホームページ等を利用し、市からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に伝達する。

カ 市における住民への周知

市は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、U P Z内の住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

キ 県民への情報提供

県は、プレスリリース・ホームページ、原子力防災アプリ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール等によるあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について県民への情報提供に努める。情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

② 避難誘導時の情報提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

第2 避難場所

1 避難場所の開設等の支援

市は、県と連携し、必要に応じ避難及び避難退域時検査の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定され

た施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を支援するものとする。

2 避難者情報の早期把握

市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

3 安定ヨウ素剤の説明と準備

県は、市及び受入市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

4 避難所の生活環境整備

① 生活環境の把握

市は、県及び受入市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

② 避難の長期化等への配慮

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

5 避難所における被災者のケア

① 被災者の健康状態の把握

市は、県と連携し、避難場所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

② 要配慮者への配慮

市は、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関や福

祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

③ 避難所や被災地の衛生状態の確保

市は、県及び受入市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

6 女性や子育て家庭への配慮

市は、県と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

7 避難の長期化に伴うホテル等の活用

市は、国及び県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

8 住宅のあっせん等

市は、国及び県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

9 応急仮設住宅の建設等

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第3 広域避難

1 広域避難に伴う避難所等の検討

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについて

は県に対し当該他県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他県内の市町村に協議することができる。

2 県の協力

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

3 国や県の助言

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとし、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

第4 広域一時滞在

1 避難の長期化に伴う避難所等の検討

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

2 県の協力

県は、避難対象の市町村から上記の協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、当該市町村からの要請を待ついとまがないときは、当該市町村の要請を待たずに、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。

3 国や県の助言

市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

4 広域的避難収容実施計画の作成

県は、必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するとともに、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

5 広域的避難収容活動の実施

県は、被災の状況に応じて、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

第5 避難退域時検査時及び簡易除染

1 基準の決定

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染を行う際の基準を決定し、県に連絡するものとする。

2 避難退域時検査の実施

県は、九州電力等と連携し、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし、放射線物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する

避難退域時検査場所は、候補地の中から、被災の状況、避難又は一時移転を指示された地域の人口、避難経路、避難車両数及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定する。

なお、避難に使用された車両については、避難先における放射能汚染を防止するため、避難区域外の避難経路において、避難退域時検査を行い、汚染が認められた場合には、自衛隊等関係機関の協力を得て除染を行うものとする。

感染症の流行下においては、避難退域時検査場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

第6 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び関係周辺市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

また、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

1 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

2 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

① 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示するものとする。

② 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するも

のとする、ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第7 要配慮者への配慮

1 要配慮者への配慮

市は、県、関係機関及び受入市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

2 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については、「日置市災害時における要配慮者の避難支援計画」に基づき、避難支援者、地元自治会、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。在宅の要配慮者を避難させた場合は、その旨を県に速やかに連絡するものとする。

3 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZ内の病院等医療機関について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整するものとする。

県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

4 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZ内の社会福祉施設について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった

社会福祉施設の避難先を調整するものとする。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

5 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、所管する地方自治体（県又は市町村）に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

6 避難誘導・移送体制時の留意事項

災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院、介護施設等）や、小さな子供が多数所在している施設（保育所、幼稚園、小学校等）においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師、看護師、介護士、教諭、保育士等のサポートにより、避難を行うものとする。

第8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

興行場、駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

また、利用者を避難させた場合は、市町村に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、県と連携し、市が設定した警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第10 飲食物、生活必需品等の供給

1 ニーズに応じた物資の確保・供給

市は、県及び関係機関と連携し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季に

は扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

2 物資の被災者への供給

市は、県と連携し、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

3 物資の調達の要請

市は、県と連携し、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

4 被災市町村への支援

県は、避難対象の市町村において備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、当該市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、当該市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

5 運送事業者への要請・指示

① 運送の要請

市は、県と連携し、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

② 運送の指示

市は、県と連携し、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第6節 治安の確保及び火災の予防 (県原子力防災計画抜粋)

総務対策部 消防本部

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すとともに火災予防に努めるものとする。

1 災害に乗じた各種犯罪の未然防止

特に、関係機関は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺（海上を含む）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

2 災害に乗じた社会的混乱の抑制

県警察等関係機関は、避難対象区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第7節 飲食物の出荷制限及び摂取制限等

第1 摂取制限等の実施

国は、放射線物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

第2 汚染検査の実施

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ、飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限及び摂取制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第3 摂取制限等の指示

市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限及び摂取制限等必要な措置を行うものとする。また、その必要がなくなった時は解除を実施するものとする。

第4 市からの摂取制限等の指示

1 飲料水の摂取制限

市は、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

2 飲食物の摂取制限

市は、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

3 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域内の放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

第5 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行ったときは、一般災害対策編第3部第3章第2節「食糧の供給」及び第3節「給水」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を検討する少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、災害時要援護者等を中心とした避難者等
- ③ 対応方針を検討する少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本所要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

① 緊急輸送の実施

市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

② 支援の要請

市は、人員、車両等の調達に関して、県及び別表5の関係機関を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、県の協力を得て受入市町村、その他県内市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

さらに人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

別表 5

支 援 内 容	関 係 機 関
緊急時モニタリング要員及び機材	・独立行政法人日本原子力研究開発機構 - 原子力緊急時支援・研修センター ・放射線医学総合研究所
車両等の確保依頼	・鹿児島県バス協会 ・鹿児島県タクシー協会 ・鹿児島県トラック協会

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

① 重要度を考慮した交通規制

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

② 専門家等の先導

国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

2 陸上交通の確保

① 交通状況の迅速な把握

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

② 交通規制等

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

3 海上輸送

離島である場合や陸上輸送が困難な場合、または海上輸送が合理的であると認められる場合には、海上自衛隊、第十管区海上保安本部及び九州運輸局の協力のもとに海上輸送を実施するものとする。

第9節 救急・救助、消火及び医療活動

第1 救急・救助、消火及び医療活動

1 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は九州電力その他の民間の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援の要請

避難対象区域を含む市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3 広域消防応援隊等の出動要請

市は、市の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を県に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

4 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2 医療活動等

1 原子力医療活動体制（県原子力計画抜粋）

県は、別表6のとおり、原子力災害医療体制を編制し、別表7「原子力災害医療の提供の流れ」により緊急医療活動を行う。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

2 関係機関と連携した住民の除染等

医療チームは、必要に応じて国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、九州電力等の指定公共機関と連携して、災害対応の段階や対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応

じ治療を行うものとする。

また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

なお、医療班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

3 原子力発電所内で被ばく者が発生した場合の対応

九州電力は、原子力発電所内の医療施設において、被ばく者に対し可能な範囲で、心肺蘇生、止血等の必要な応急処置とともに、サーベイランス、避難退域時検査を行った後、除染、汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお、被ばく者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、関係機関と連携し、適切な原子力災害拠点病院に搬送を行うものとする。被ばく者の搬送及び診療に際しては、放射線管理要員が随行し、汚染拡大防止、搬送機関や医療機関の職員の放射線防護、被ばく者の汚染状態の評価、汚染検査・除染など、放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく者に随行できない場合には、被ばく者の被ばく線量、汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また、関係機関に対し、必要な連絡・調査を行うものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用指示、アレルギー等への対処態勢の確保

県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

5 被ばく者の専門病院への搬送要請

県は、自ら必要と認める場合又は避難対象の市町村等から被ばく者の量子科学技術研究開発機構への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

6 健康相談窓口の設置等

県は、地域住民の被ばくに対する健康不安等に対応するため、健康相談窓口を設置するものとし、必要に応じ、市町村等と連携して相談に応じるものとする。

7 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

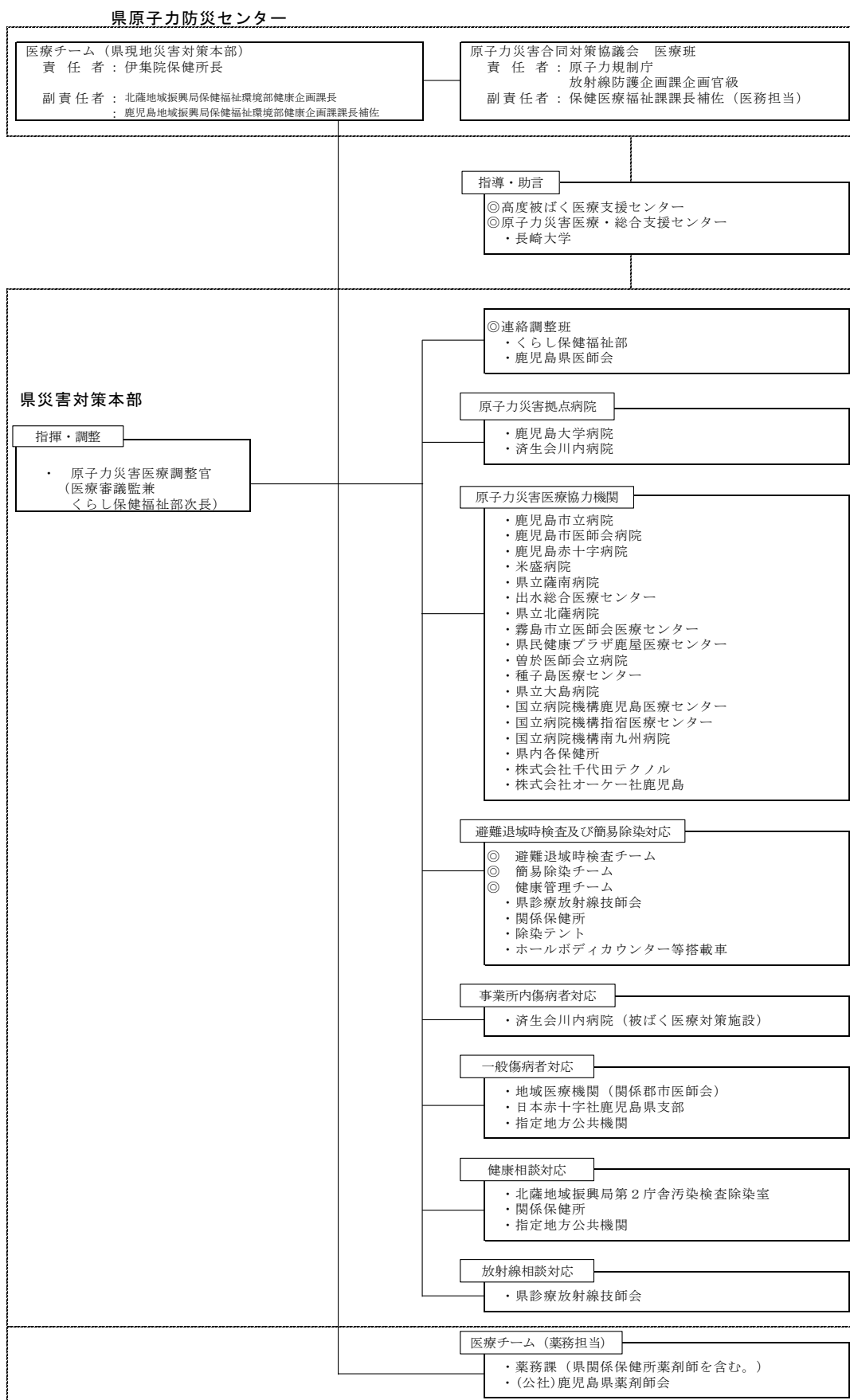
国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被

ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

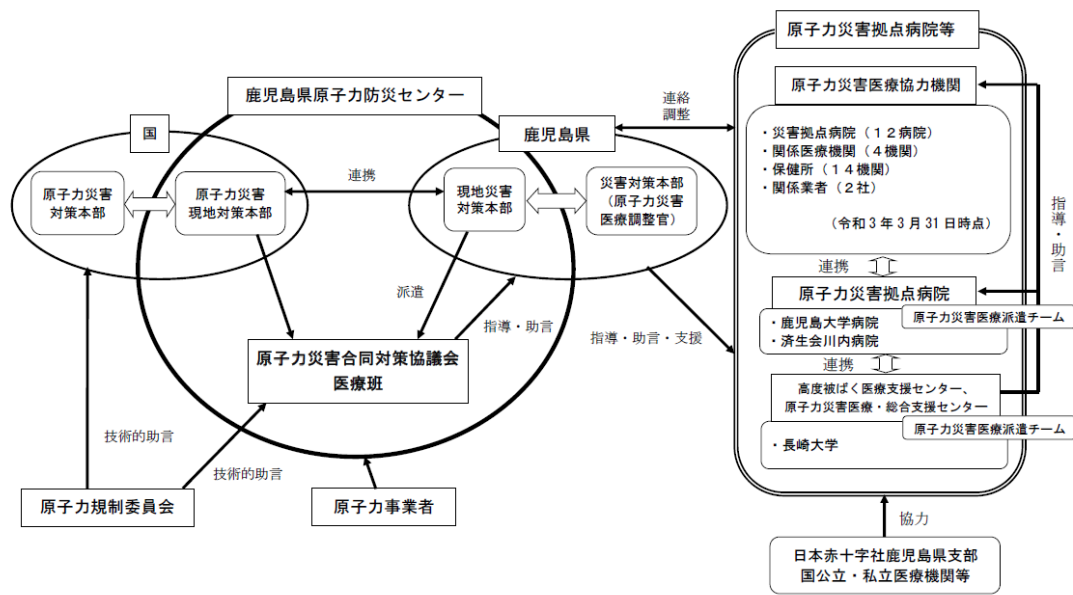
第3 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

別表6 原子力災害医療体制



別表7 原子力災害医療の提供の流れ



第10節 住民等への的確な情報伝達活動

総務対策部 消防本部

第1 住民等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 的確な情報提供等

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

その体制等は別表8の「広報体制」、別表9の「主な広報事項」のとおりとする。

2 様々な手段を活用した情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

※市及び県の広報体制

※市及び県が行う広報事項

※避難に当たっての住民等への指示事項

※避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

3 住民のニーズを踏まえた情報提供

市は、県と連携し、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果及び気象情報等）、農林畜水産物の放射性接種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、県や国、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

4 情報提供時の留意事項

市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係地方公共団体及び九州電力と相互に連絡をとり合うものとする。

5 報道機関の協力やインターネット等の活用

市は、県と連携し、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ（コミュニティFMを含む）などの放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、原子力防災アプリ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

6 被災者への適切な情報提供

市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

※避難所における住民等に対する留意事項

7 周辺海域の船舶に対する情報提供

市は、県と連携し、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及ぶおそれのある場合は、串木野海上保安部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、鹿児島県無線漁業協同組合に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

8 安全な海域への避難指示

串木野海上保安部長は、県災害対策本部長から放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び又は及ぶおそれがある旨の通報があったときは、直ちに周辺海域の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難を指示するものとする。

また、第十管区海上保安本部に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の船舶に対して情報の提供を行うものとする。

9 避難状況の確実な把握

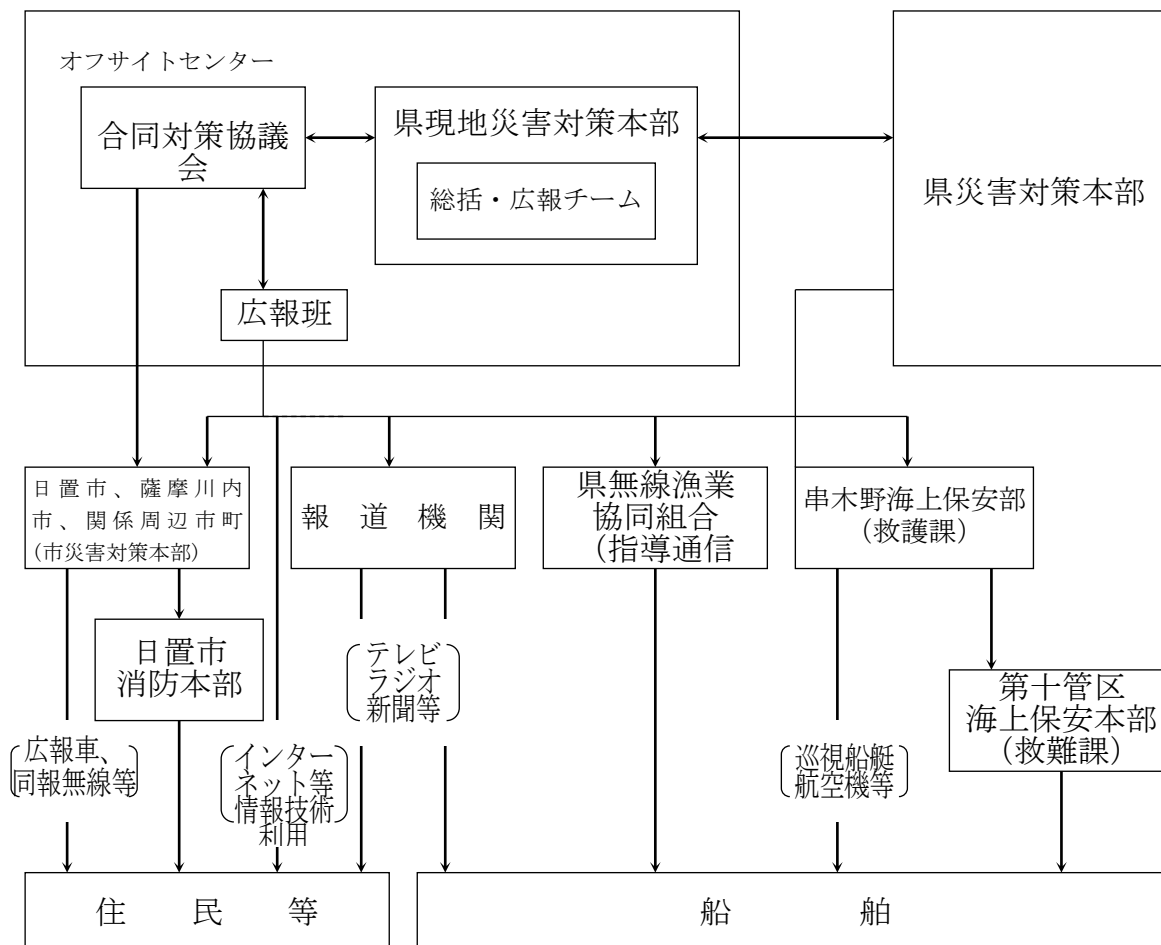
市は、避難状況の確実な把握に向けて、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民

等への周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

別表8 広報体制



別表9 主な広報事項

1	異常気象が発生した施設名称及び発生時刻
2	異常気象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	市、県、対策拠点施設及び防災関係機関の対策状況
5	住民等が取るべき行動及び注意事項
6	その他、必要と認める事項

第11節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生報道を受けて、国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて、市、国、県、市町村及び関係団体は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ等

1 被災地のニーズの把握・調整等

市、国、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

2 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

① 被災地のニーズの広報

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

② 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ・迅速な配分

市は県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

総務対策部

1 行政機能の移転

市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで機能移転を実施するものとする。

なお、機能移転する場合には、その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

2 防護資機材の代替オフサイトセンターへの搬送

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、防護資機材の集積場所であるオフサイトセンター及び各市町村庁舎などが避難対象区域に該当する場合には、自衛隊等へ協力を要請し、防護資機材を代替オフサイトセンターへ搬送する。

なお、放射性物質放出後は、防護資機材の搬送を中止する。集積後の防護資機材については、県が一括管理するものとする。

3 行政機能移転先での必要な業務の実施

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、行政機能の移転後も継続する必要がある業務については、行政機能移転先において継続して実施するものとする。

4 市町村への支援

県は、市町村の庁舎等が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第13節 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

産業建設対策部

市は、放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されることがないように、国、県、関係機関・団体と連携のうえ、農家及び飼料取扱い業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。

第14節 原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設置

鹿児島空港事務所長は、原子力発電所において原子力災害が発生し、航空機の飛行に関し、危険を生ずるおそれがある場合は、必要に応じて飛行自粛の要請や航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定を行い、その旨を関係機関に指示するものとする。

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないよう、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節に準じる。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うものとする。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている市防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行うものとする。

第4節 緊急時モニタリングの実施

第1 測定局が被災した場合の対応

県は、モニタリングポストなどの自動測定局が被災した場合、モニタリングカー、可搬型モニタリングポスト等の設備・機器による緊急時モニタリングを状況に応じて実施する。

第2 現場の状況等を勘案した計画作成

県は、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘案し、緊急時モニタリング計画を作成するものとする。

第5節 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

第1 屋内退避、避難等の対応方針

1 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、地震、津波、暴風雨等の自然災害による家屋の損壊など、屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

なお、感染症の流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

また、UPZ内の自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

2 初期段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、PAZ内における予防的防護措置について初期段階で検討するものとする。

3 被災状況に応じた屋内退避、避難の検討

屋内退避、避難等の防護措置は、第4章第5節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、屋内退避、避難等を検討するものとする。

4 地震により家屋による屋内退避ができない場合の考え方

UPZ内において、地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、薩摩川内市及び関係周辺市町により設置される近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所をUPZ内外を含め選定し、避難させるなど、胸脇に応じ柔軟に対応するものとする。

第2 避難誘導時の配慮

1 危険箇所の情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び受入市町村と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等に

よる事故等の危険性について、十分注意するよう、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

2 関係機関等の協力

県は、市が行う災害時要援護者等及び一時滞在者の避難誘導に際しては、周辺住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

第3 広域避難体制

1 避難所等の被害状況把握

市は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握するものとする。

2 受入市町村の協力

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入市町村に対し、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

3 避難経路

避難経路については、努めて幹線道路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

4 避難先での地域コミュニティの維持

市は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう配慮するものとする。

5 避難等の長期化による物資の確保等

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町及びその他防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保について対策を実施する。

6 避難所における情報提供

市は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

7 応急仮設住宅の供給

市は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失、又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第6節 緊急輸送活動体制の確立

第1 代替輸送道路の確保

市は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び指定地方行政機関と協力し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

第2 車両等の確保等

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及びその他防災関係機関と協力し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

第3 代替輸送手段の調整

市は、県と連携し、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

市は、県、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成するものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 原子力発電所情報の定期的な広報

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

第2 情報伝達手段の確保

市は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

第3 住民相談窓の設置

市は、現地災害対策本部において、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置するものとする。

第4 広域的な情報提供

県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県下全市町村及び隣県に速やかに連絡するものとする。

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 緊急時モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び九州電力と協力して継続的に緊急時モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。緊急時モニタリングを継続する必要性がないと判断される場合には、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 影響調査の実施

市は、必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第1 生活再建等への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体の協力により、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 支援の機動的・弾力的推進

県は、市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

第1 放射能汚染状況等の公表等

- 1 農林畜水産業、地場産業の産品等について、県等が実施した放射能汚染状況の調査結果を公表するとともに、必要な場合には、証明書の発行等の対応を実施する。
- 2 医療機関について、被ばく患者の処置を行った処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表するものとする。

第2 地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域における農林畜水産業、商工業、観光業等地域経済への影響を把握するものとする。

第3 適正な流通の促進

- 1 県産品等に対する市場や消費者の動向を把握するものとする。
- 2 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第4 風評被害の対応体制の整備

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付を行うとともに、県中小企業融資制度等により、設備資金、運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。

第12節 物価の監視

市は、国及び県と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。